資料4

太平洋クロマグロの資源管理について

令和8年11月

水産庁

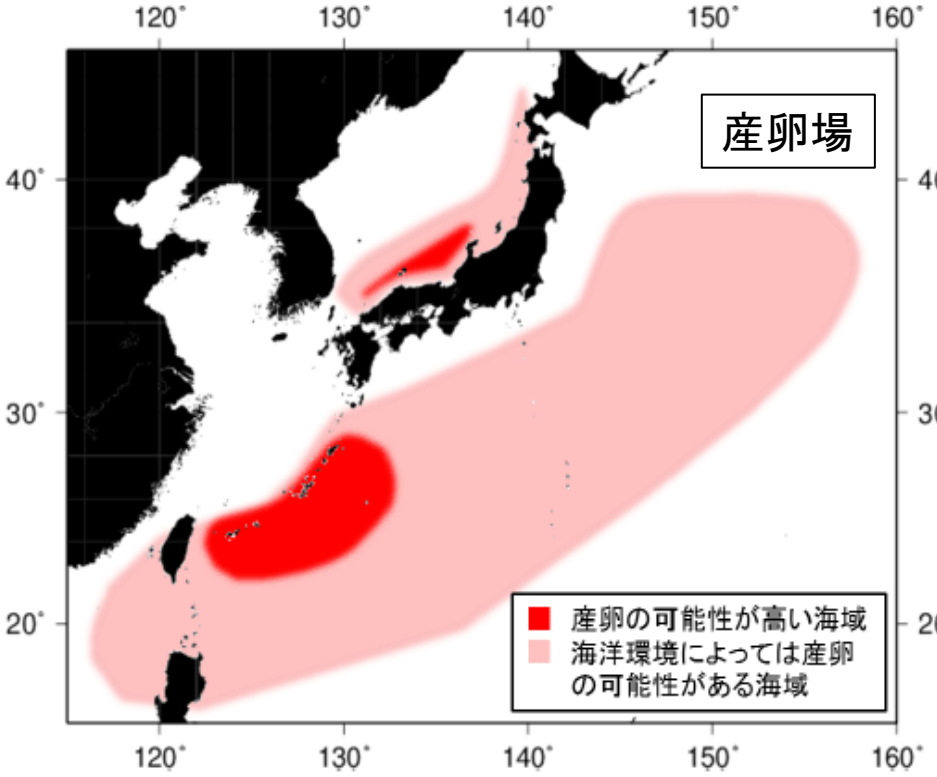
項目

- 太平洋クロマグロの資源状況
- 令和８管理年度の配分方針
- これまでの管理について
- 関係各国の漁獲状況
- 学術的知見及び技術開発
- 管理のための制度

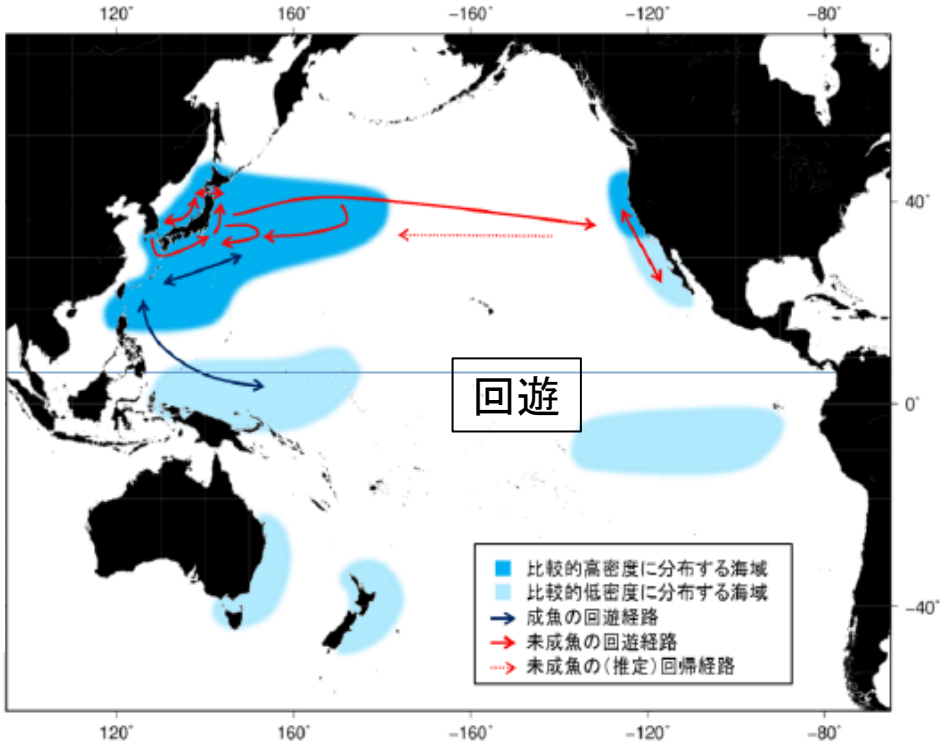
太平洋クロマグロの資源状況

太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心（南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部）
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊（メキシコにより漁獲）



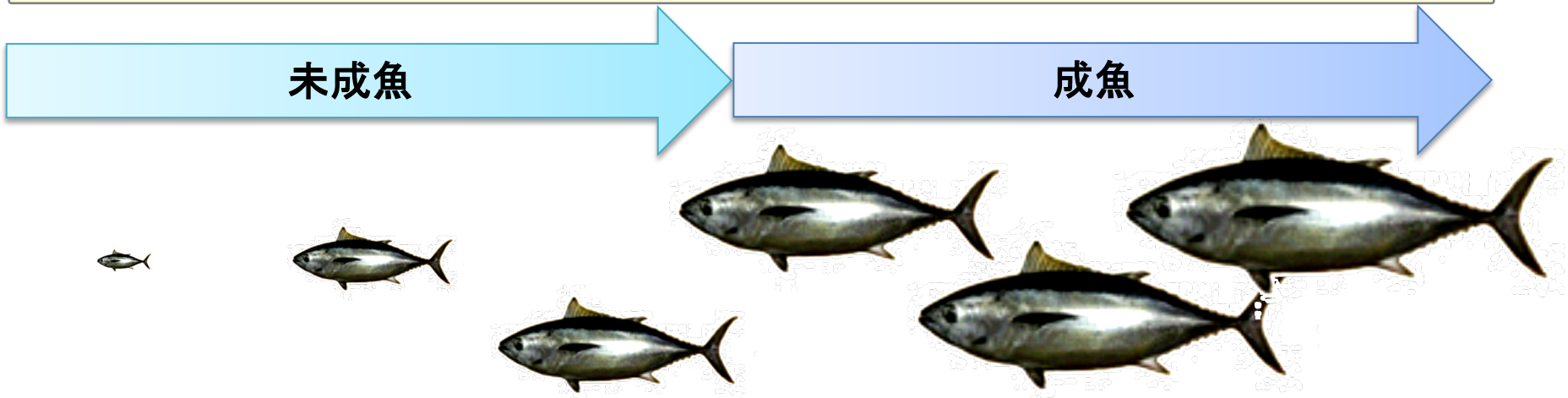
産卵期：日本南方～台湾東沖　4～7月
日本海　7～8月



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2022年）

太平洋クロマグロの成長について

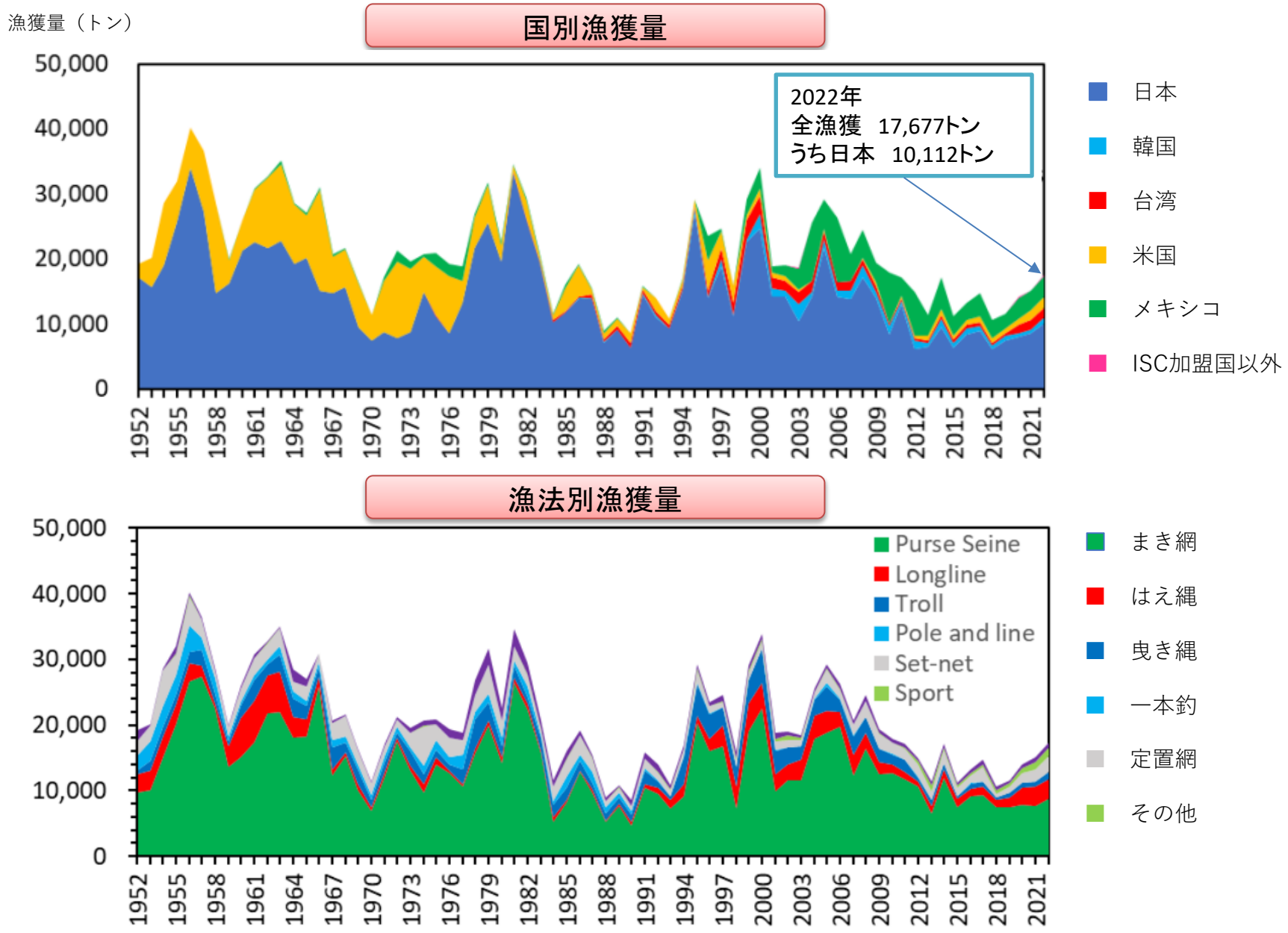
- 3歳で一部が成熟開始（卵を産み始める）、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19．1cm	58．6cm	91．4cm	118．6cm	141．1cm	159．7cm
0．2kg	4．4kg	16．1kg	34．5kg	58．4kg	85．2kg
漁獲の対象となり始める			全体の20%が成熟	全体の50%が成熟	全体の100%が成熟

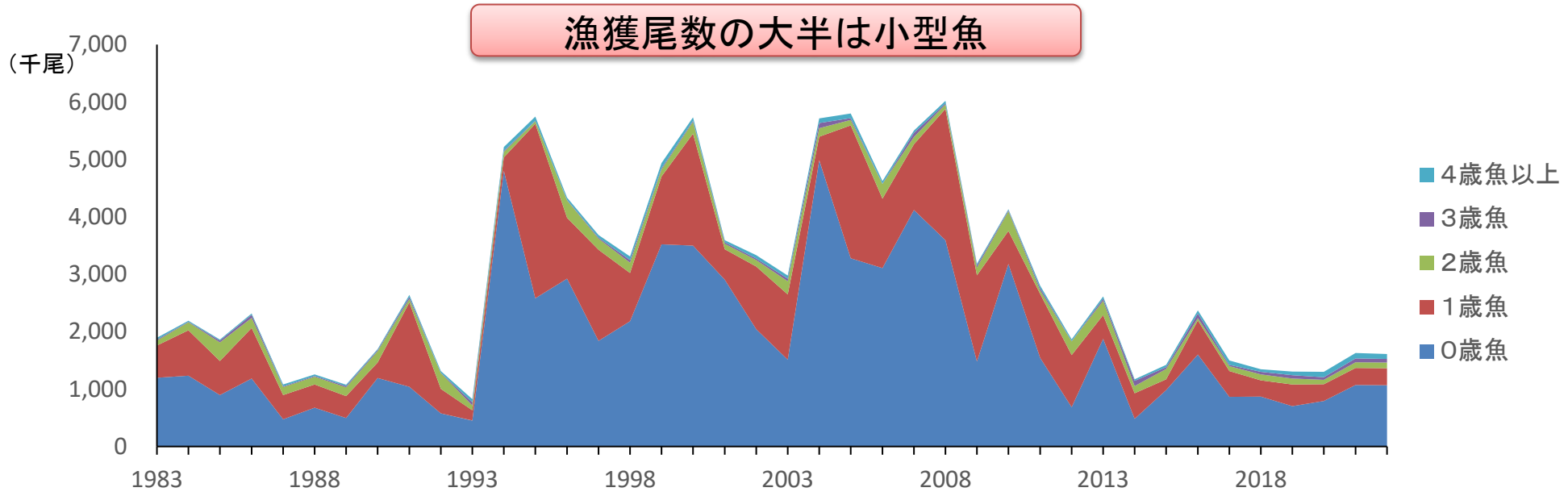
資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2022年）

太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況



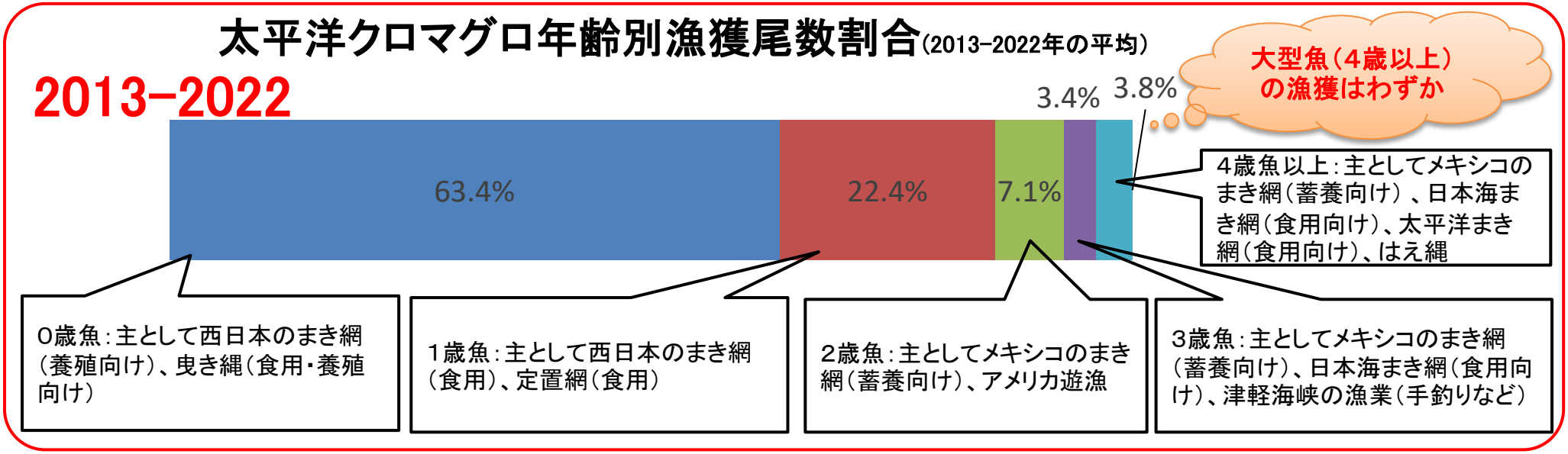
資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2024年）

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況



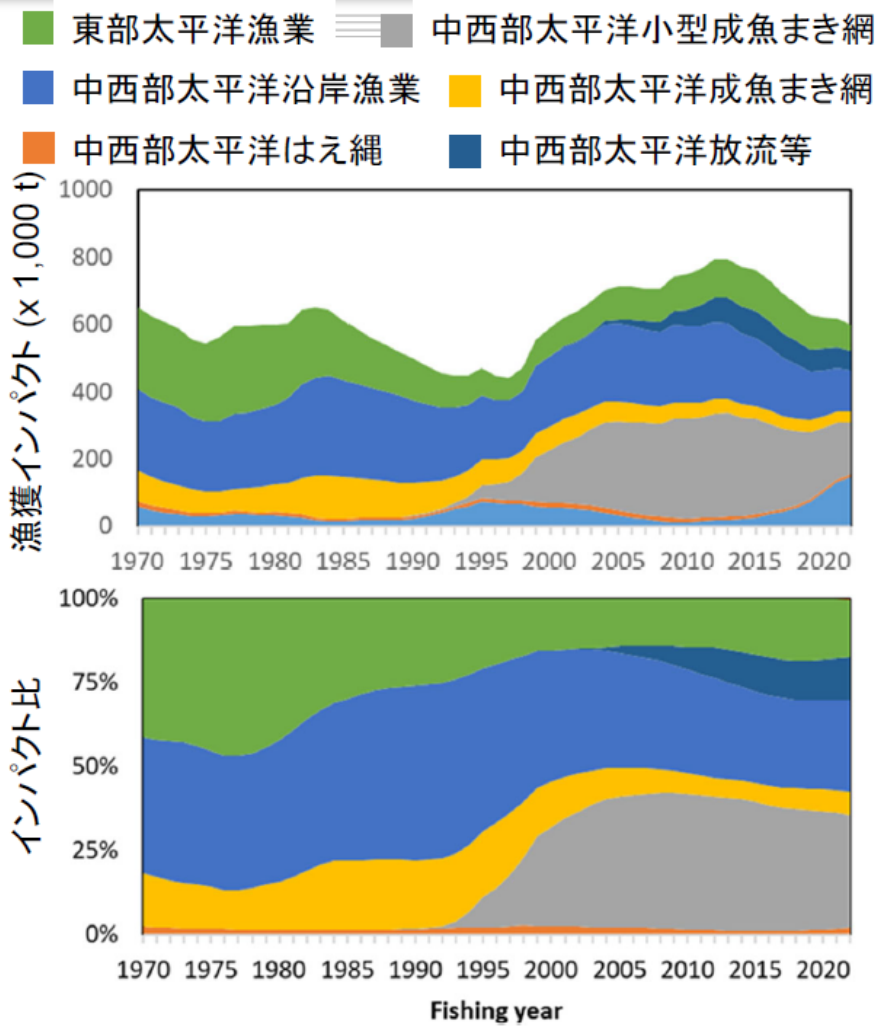
資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2024年）

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合（2013–2022年の平均）



漁獲インパクト

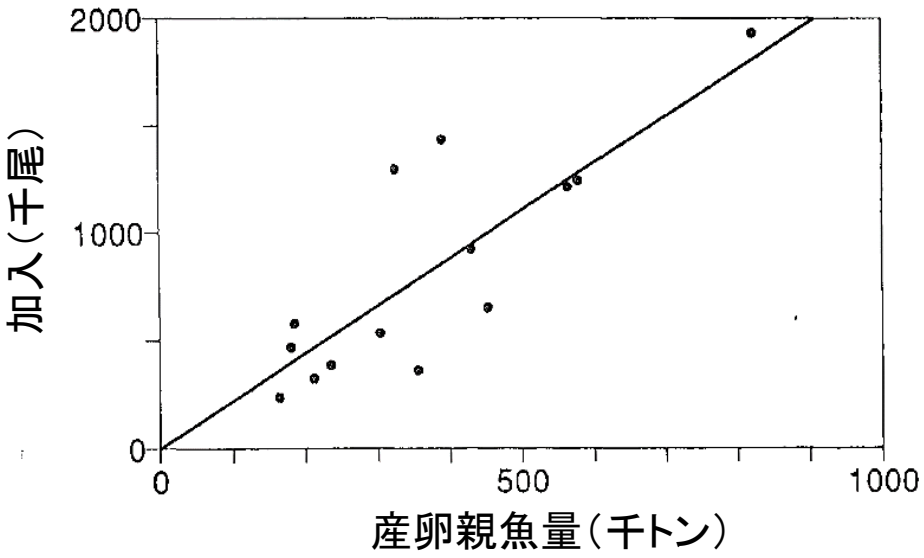
- “もし過去の漁獲が無ければ、どれぐらいの産卵資源が残ったであろうか”を推定し、現状の資源量との差分を“漁獲によるインパクト“として可視化したもの.
  - 現在のWCPFCでの、資源管理の議論において、これの東西比が使われている.
- ほとんどの漁業グループにおいて、産卵資源に対する漁獲インパクト(絶対値;上図)は減少傾向にあり、産卵資源の回復に寄与している.
  - WPOの放流後死亡等(unseen catch)のインパクトが減少しておらず、相対的に高い割合を占め始めている.
- 2022年時点の漁獲インパクトの東西比率は17:83.



令和6年6月4日「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」の資料から抜粋)

産卵親魚量と加入（子供の数）の関係が見られる魚種

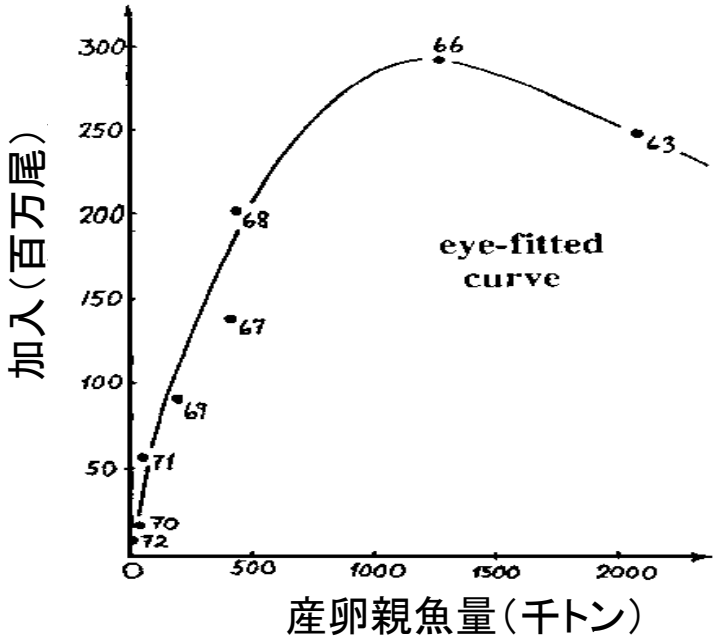
Fraser River（カナダ）のサケ



出典：

Hilborn and Walters 1992
Quantitative Fisheries Stock Assessment
Choice, Dynamics & Uncertainty

北海のニシン



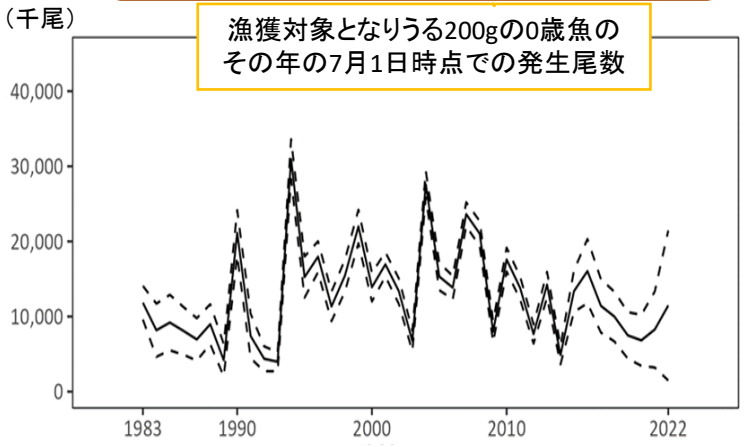
出典：

Sparre and Venema 1998
Introduction to tropical fish stock assessment
Part I: Manual
(FAO Fisheries Technical Paper 306/1 Rev.2)

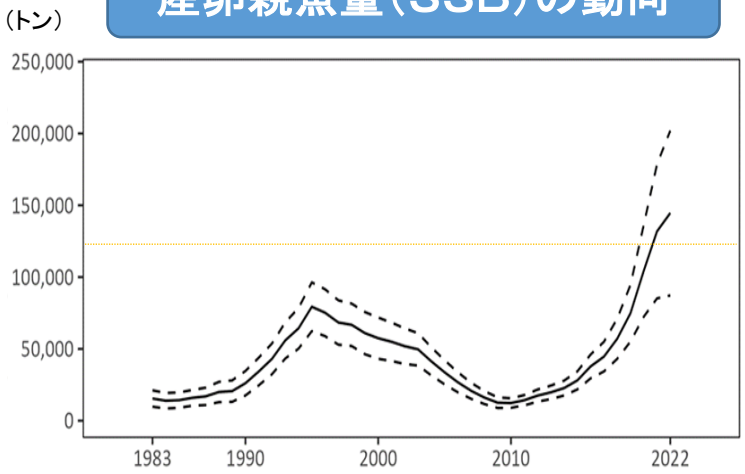
太平洋クロマグロの産卵親魚量と加入（子供の数）の関係

0歳魚の加入状況

漁獲対象となりうる200gの0歳魚の
その年の7月1日時点での発生尾数

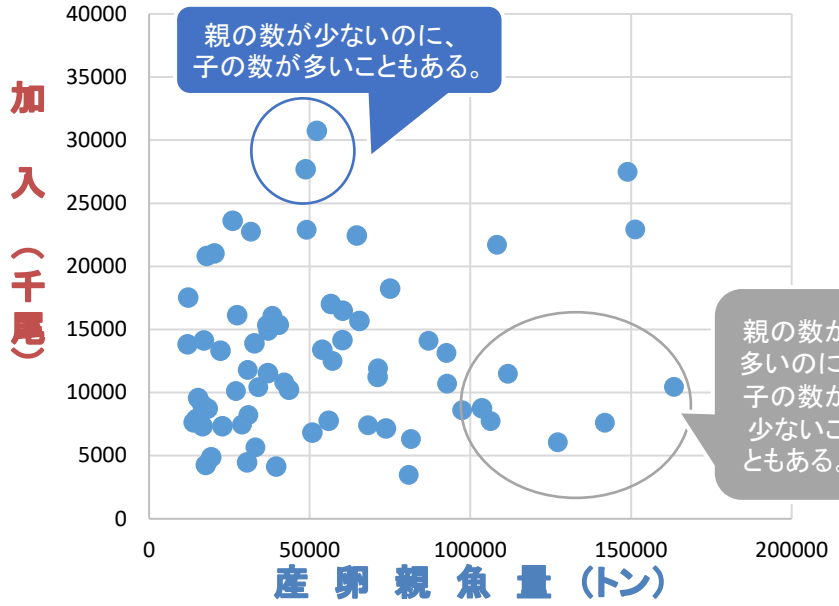


産卵親魚量（SSB）の動向



産卵親魚量と加入量の関係

1952年～2020年の子の数とその親の数を比較

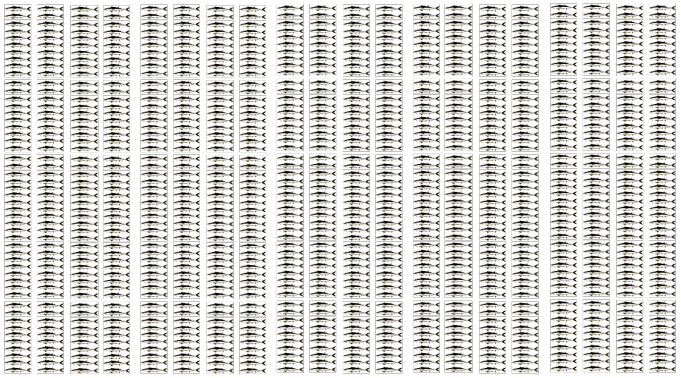


産卵親魚量と加入（子供の数）との間には、
明確な相関関係が見られない。

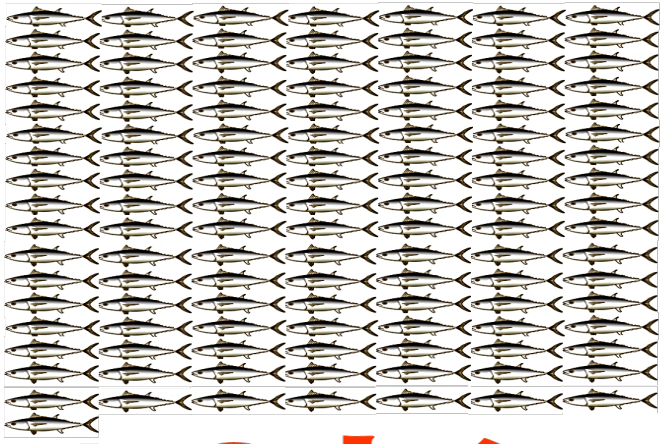
資料：水産庁作成

小型魚と大型魚を漁獲した場合の5年後の資源量の試算

小型魚を1トン獲らない場合



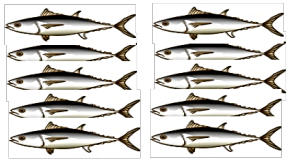
5 年後



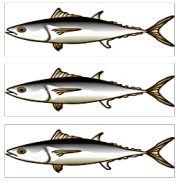
１トン
＝1kg×1,000尾

１２トン
＝100kg×120尾

大型魚を1トン獲らない場合



5 年後



１トン
＝100kg×10尾

0.66トン
＝220kg×3尾

※自然死亡率と成長式を用いて、(国研)水産研究・教育機構が試算

国際委員会における決定事項

資源管理措置

（1）中西部太平洋：WCPFC

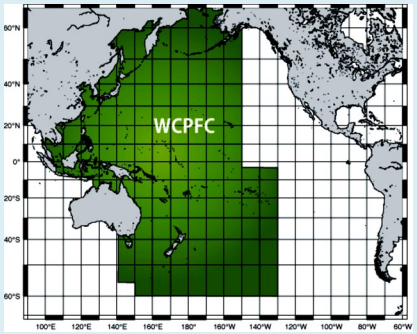
① 2025年からの漁獲上限を、2024年までの漁獲上限から、30キロ未満の小型魚を1.1倍、30キロ以上の大型魚を1.5倍を基礎に増枠。
小型魚： 5,125トン（うち、日本4,407トン）
大型魚： 11,869トン（うち、日本8,421トン）

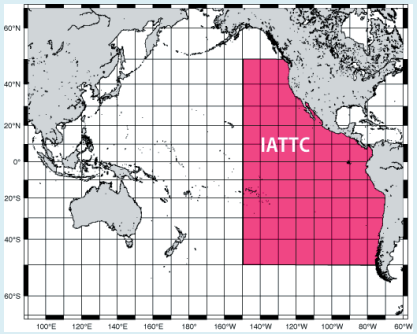
② 漁獲上限の未利用分は漁獲上限の17%まで翌年に繰越し可能。（年限なく適用）

③ 小型魚漁獲上限について、大型魚に振替可能。（年限なく適用）

（2）東部太平洋：IATTC

① 商業漁業については、2025～2026年(2年間)の漁獲上限は12,585トン。





WCPFC及びIATTCにおける漁獲戦略

①暫定回復目標

「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させる」

②次期回復目標

（親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の目標）

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる」

③暫定的な漁獲制御ルール

（回復目標の達成後、管理戦略評価（MSE）に基づく長期的な管理方式の策定までの間に適用する、暫定的な漁獲制御ルール）

資源評価の結果、

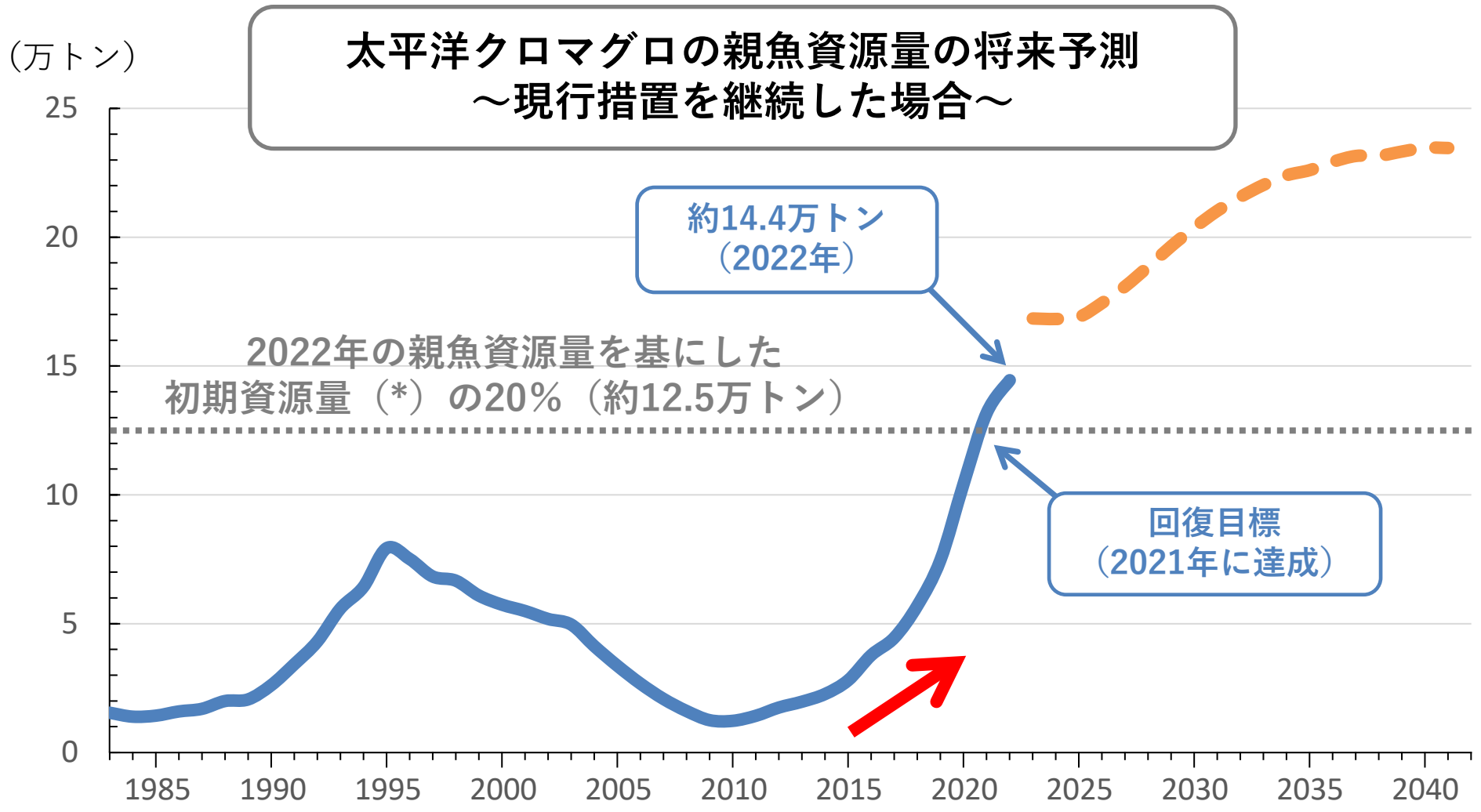
（ア）初期資源量の20%を下回る確率が、60%を超える場合、60%以上の確率で、10年以内に初期資源量の20%を上回るよう、管理措置を強化。

（イ）初期資源量の20%を上回る確率が、60%を超える場合、同確率を60%以上に維持できる範囲で措置の調整を行うべき。

④長期管理方式

「目標管理基準値（長期的に維持すべき資源の水準）」や「限界管理基準値（資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準）」を設定し、管理戦略評価（MSE）に基づき、長期的な管理方式を策定（2025年の合意を目標）。

最新の資源評価（2024年）・将来予測（2025年）



（*）初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。
かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

令和8管理年度の配分方針

令和7管理年度以降の「配分の考え方」（大臣管理区分及び都道府県（全体）への配分）

分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度は反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと及び他のTAC資源で基本的に用いられていることから、基礎比率（令和3～5の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値）を用いて配分することを基本とし、小型魚・大型魚それぞれで以下のとおりとする。

1　小型魚

基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、当該数量が、令和6管理年度の基礎配分（過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の当初配分に相当する数量）を下回る場合は、令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

2　大型魚

（1）令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当分の数量（5,614トン）は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。

（2）増枠相当分の数量（2,807トン）は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。

令和８管理年度の当初配分

● 下表の令和８管理年度の当初の配分に加え、令和８年３月に沿岸漁業の漁期（令和７管理年度）が終了した段階で繰越分を配分する。

小型魚

単位：トン

	令和７管理年度当初	令和８管理年度当初
大臣管理区分	1,268.3	1,258.9
大中型まき網漁業	1,200.0	1,200.0
かじき等流し網漁業等	（注１）23.6	（注２）14.2
かつお・まぐろ漁業	44.7	44.7
都道府県	3,066.0	3,066.0
留保	49.0	49.0
合計	4,383.3	4,373.9

大型魚

単位：トン

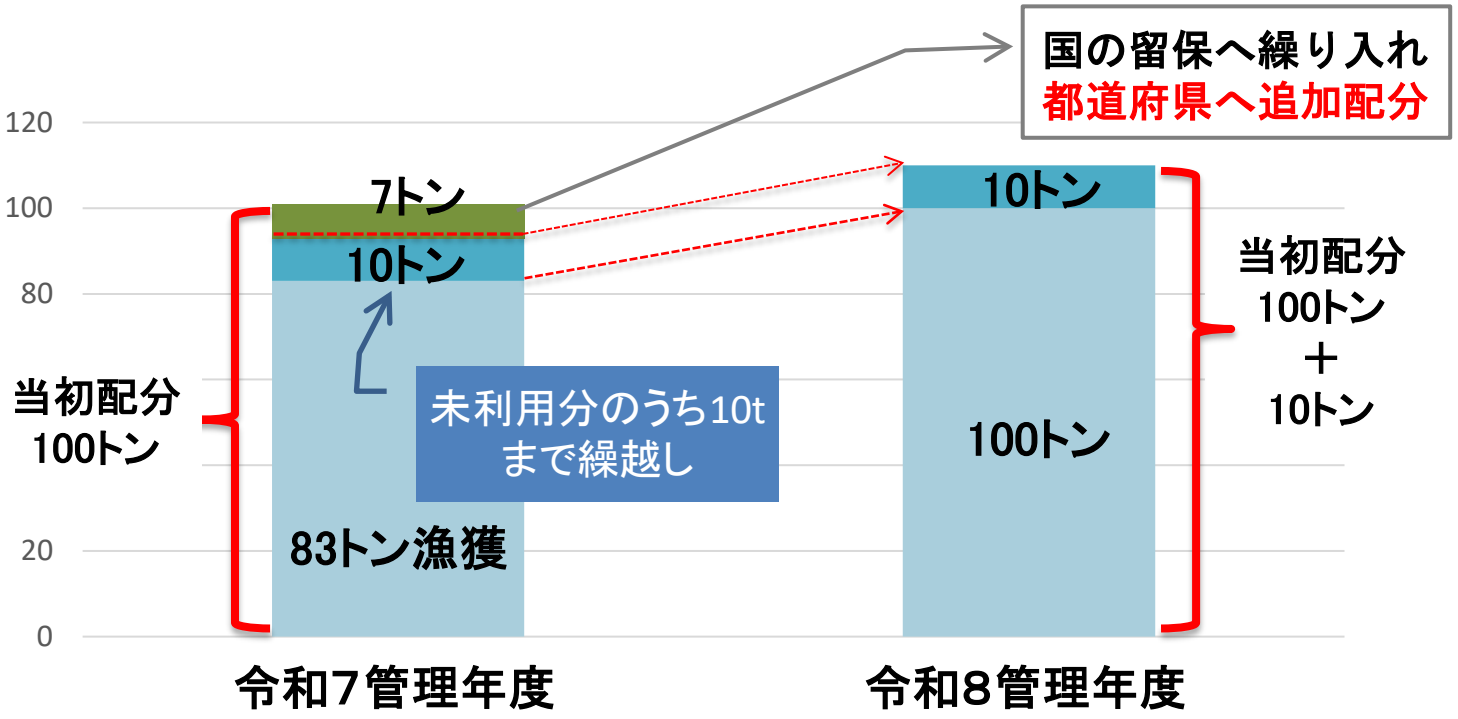
	令和７管理年度当初	令和８管理年度当初
大臣管理区分	5,339.6	5,365.6
大中型まき網漁業	4,116.3	4,116.3
かじき等流し網漁業等	（注１）67.2	（注２）81.0
かつお・まぐろ漁業※2	1,156.1	1,168.3
都道府県	2,990.7	2,990.7
留保	125.5	113.3
合計	8,455.8	8,469.6

（注１）小型魚23.7トンに1.47を乗じた34.8トンを大型魚に振替。
（注２）小型魚33.1トンに1.47を乗じた48.6トンを大型魚に振替。

令和７管理年度の未利用分の繰越しの基本的な考え方

- 我が国全体で繰り越す数量（17%が上限）と各大臣管理区分・各都道府県の繰越量（10%）の合計の差分を含む前管理年度の漁獲可能量の未利用分は、国の留保に繰り入れる。
- これを配分する際には、小型魚・大型魚とも都道府県を優先する。

令和７管理年度、令和８管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量が100トンの都道府県で、令和７管理年度は83トン漁獲、未利用分が17トンの場合。



都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(1/2)

単位：トン

都道府県名	漁獲実績（年度）										
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	301.4	93.2	820.5	0.1	64.4	83.2	91.6	48.4	75.4	77.3	132.6
青森県	361.8	137.2	235.7	142.1	259.8	330.2	287.6	317.2	335.5	304.8	337.1
岩手県	87.8	68.7	122.3	14.4	42.0	85.2	72.0	84.7	93.1	82.0	106.3
宮城県	23.7	28.7	83.8	14.2	30.1	59.9	50.2	69.7	67.0	62.4	51.4
秋田県	76.0	21.1	28.2	9.6	17.2	27.3	25.2	34.1	32.6	33.0	52.9
山形県	11.1	6.3	9.7	6.9	9.4	13.8	15.5	21.9	21.8	13.6	21.4
福島県	0.1	3.9	6.5	2.2	0.9	1.5	1.2	13.6	17.1	19.3	37.2
茨城県	4.7	23.7	13.2	13.8	9.6	17.0	7.8	13.6	15.0	23.4	41.8
千葉県	47.8	69.8	49.5	44.1	34.8	78.2	77.0	76.5	70.2	76.3	96.0
東京都	4.2	11.0	8.5	3.0	1.6	3.5	7.7	8.5	7.9	7.7	6.2
神奈川県	9.7	42.5	16.4	15.2	13.8	21.0	20.1	44.8	51.1	51.8	63.5
新潟県	40.4	79.0	52.8	29.0	52.1	74.5	93.7	110.8	82.2	125.4	107.1
富山県	26.5	116.3	30.8	82.1	57.7	104.5	96.4	109.2	99.3	113.3	140.2
石川県	16.8	90.2	35.0	43.1	32.8	114.1	84.0	123.4	73.2	44.6	130.0
福井県	4.9	66.5	7.4	12.4	17.2	28.8	40.9	40.6	26.5	17.1	50.8
静岡県	9.5	32.1	11.3	17.6	21.1	16.7	23.9	32.4	39.9	38.1	54.4
愛知県	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	14.0	125.4	5.5	5.6	25.0	28.0	44.9	41.2	45.9	51.8	38.6
京都府	12.7	82.2	5.5	12.8	15.4	36.0	61.4	35.8	46.8	39.9	69.6
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0

都道府県の小型魚の近年の漁獲実績(2/2)

単位：トン

都道府県名	漁獲実績（年度）										
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
兵庫県	2.6	4.0	2.8	1.8	2.3	4.7	7.2	15.8	11.9	7.0	14.7
和歌山県	18.2	16.7	20.0	14.3	15.8	36.8	28.0	31.8	38.1	45.5	52.8
鳥取県	1.5	1.0	1.1	1.8	0.9	3.2	5.8	8.1	11.1	5.6	5.0
島根県	41.8	146.2	87.8	55.0	71.2	56.1	88.5	111.6	95.3	109.6	129.5
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1
広島県	2.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	95.6	87.1	76.1	68.1	80.7	123.2	143.9	118.4	116.2	139.5	130.3
徳島県	4.9	7.2	7.0	1.8	5.0	15.2	15.1	20.7	29.5	25.1	45.4
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.5	0.8	0.6	1.4
愛媛県	1.7	5.9	3.9	8.3	7.6	10.6	1.2	9.4	16.7	15.6	21.1
高知県	27.1	68.5	86.2	31.8	61.5	112.2	39.9	90.0	77.0	103.5	96.0
福岡県	2.4	12.4	6.9	3.1	3.4	8.4	17.0	13.3	16.0	10.9	16.4
佐賀県	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.4	8.0	10.0	7.3	9.7	12.7
長崎県	425.7	843.9	472.1	545.9	560.8	709.9	752.8	833.5	834.7	791.0	890.8
熊本県	2.2	5.2	1.9	0.1	2.4	10.1	12.0	15.9	14.1	19.5	35.6
大分県	1.5	0.2	0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	5.1	2.2	4.1	12.1
宮崎県	3.2	32.1	13.0	15.2	11.5	24.3	16.0	15.2	10.5	24.3	24.0
鹿児島県	4.7	16.5	23.8	0.0	0.1	21.1	34.3	27.3	32.4	26.0	52.9
沖縄県	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,689.4	2,344.8	2,346.0	1,216.1	1,529.5	2,261.1	2,271.7	2,553.3	2,514.5	2,519.4	3,077.9

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(1/2)

単位：トン

都道府県名	漁獲実績（年度）										
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
北海道	125.1	315.0	222.0	87.2	131.2	244.7	272.9	328.8	317.1	392.9	558.6
青森県	427.5	423.5	467.9	321.0	326.6	590.4	534.8	552.1	525.4	591.2	743.8
岩手県	39.7	8.6	53.1	73.3	20.1	53.2	67.0	63.3	64.2	81.0	87.4
宮城県	10.2	13.3	22.4	19.6	6.9	14.0	22.0	29.0	22.6	39.4	81.4
秋田県	15.4	30.8	18.6	26.8	11.7	31.0	15.0	28.5	29.6	27.1	44.7
山形県	5.0	3.8	1.4	0.9	9.0	9.0	14.4	13.0	13.3	22.9	50.6
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.1	0.1	1.6
茨城県	0.1	0.3	0.2	1.1	1.1	1.9	6.3	4.8	6.4	9.3	22.7
千葉県	6.8	24.8	18.2	37.7	42.3	70.5	62.0	58.1	50.5	57.0	81.9
東京都	9.3	9.4	9.7	21.8	30.5	41.8	55.2	33.4	41.8	56.0	96.5
神奈川県	0.8	1.2	0.9	0.7	0.8	6.0	18.6	7.8	15.2	17.9	31.9
新潟県	95.8	54.6	52.0	85.4	48.2	33.2	38.8	61.0	30.4	51.1	155.9
富山県	4.6	2.3	10.1	4.2	2.1	12.8	3.9	7.8	10.4	16.8	34.7
石川県	42.2	11.2	22.5	12.6	5.3	11.6	9.4	22.3	23.8	27.1	80.0
福井県	13.8	4.3	13.3	13.3	6.3	6.7	9.4	14.2	10.9	13.9	36.1
静岡県	7.1	5.5	6.6	12.6	23.7	30.0	41.1	21.8	24.8	32.8	49.6
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	29.5	10.7	7.2	1.5	5.9	9.0	8.9	23.5	30.6	35.8	52.2
京都府	11.1	14.0	23.8	17.1	21.0	23.2	39.2	25.8	24.6	20.0	59.2
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

都道府県の大型魚の近年の漁獲実績(2/2)

単位：トン

都道府県名	漁獲実績（年度）										
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
兵庫県	0.0	2.4	0.7	2.0	6.2	2.5	7.9	10.1	10.5	11.7	27.7
和歌山県	9.4	7.6	8.4	11.5	29.6	35.7	46.2	28.2	33.5	53.0	65.5
鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.2	0.0	0.2	0.8	4.8	0.4	0.6	4.4
島根県	20.4	10.6	24.9	18.5	19.3	20.8	25.9	26.5	26.5	23.2	44.5
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	8.7	5.5	23.8	7.2	30.4	32.7	49.3	31.8	22.5	23.9	124.1
徳島県	3.4	3.3	2.1	4.5	1.7	1.2	4.7	9.3	0.7	0.7	3.1
香川県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.5	0.4	0.1	0.0	0.1	3.7
高知県	4.5	4.9	11.6	8.8	14.8	5.0	24.7	20.6	24.0	22.1	50.1
福岡県	0.9	2.4	1.8	7.6	1.8	0.9	4.5	1.5	8.2	13.3	44.6
佐賀県	0.0	0.0	0.0	2.9	1.0	6.1	10.7	3.1	0.2	1.9	13.1
長崎県	117.0	110.3	167.2	79.8	115.4	101.0	179.6	140.0	155.4	180.5	344.9
熊本県	0.5	0.5	0.7	1.4	0.2	1.7	3.3	2.9	1.1	3.2	2.3
大分県	1.5	1.1	0.8	0.2	0.0	0.0	1.7	6.8	4.6	7.9	12.5
宮崎県	6.7	1.6	10.7	19.7	17.3	24.0	28.1	20.3	14.1	50.7	70.4
鹿児島県	2.9	1.6	3.1	4.1	7.6	10.2	12.5	16.7	18.5	21.4	38.9
沖縄県	76.9	94.3	135.6	192.7	121.4	220.4	194.4	187.4	158.9	169.1	266.9
合計	1,096.8	1,180.1	1,341.6	1,097.9	1,059.5	1,651.9	1,813.6	1,807.4	1,720.8	2,075.6	3,385.5

管理期間ごとの漁獲枠と実績（小型魚）

TAC政令指定 H29. 4

沖合漁業　TAC開始 H30.1～

沿岸漁業　TAC開始 H30.7～

	H27年（2015年）	H28年（2016年）	H29年（2017年）	H30年（2018年）	R1年（2019年）	R2年（2020年）	R3年（2021年）	R4年（2022年）	R5年（2023年）	R6年（2024年）	R7年（2025年）	R8年（2026年）
	1 12	1 12	1 12	1 67 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3 4 12	1 3
沖合漁業	自主管理 第1管理期間	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間	第5管理期間	第6管理期間	令和3管理年度	令和4管理年度	令和5管理年度	令和6管理年度	令和7管理年度	
沿岸漁業	自主管理											

上段：漁獲可能量　下段：（漁獲実績）

	H27年（2015年）	H28年（2016年）	H29年（2017年）	H30年（2018年）	R1年（2019年）	R2年（2020年）	R3年（2021年）	R4年（2022年）	R5年（2023年）	R6年（2024年）	R7年（2025年）	R8年（2026年）
全体計	4,916t （3,096t）	4,007t （4,335t）	3,424t （3,407t）	3,367t （2,277t）	3,757t （2,950.7t）	4,238t （3,112.3t）	4,238t （3,351.8t）	4,258.2t （3,619.5t）	4,094.8t （3,322.6t）	3,757.1t （3,105.1t）	4,218.0t （3,727.3t）	
まき網	2,000t （923t）	2,000t （1,938t）	1,500t （1,219t）	1,500t （1,006t）	1,408t （1,328t）	1,306t （783t）	1,327t （962t）	1,247.4t （1,009.6t）	1,209.5t （757.4t）	863.8t （558.5t）	708.9t （588.9t）	
近海竿釣り等	106t （23.5t）	106t （37.1t）	近海竿釣り等 62t（85.1t） かじき等流し網等 44t（44.2t）	近海かつお・まぐろ等 38.9t（24.8t） 43.8t（39.4t）	56t （55.6t） 44t （39.2t）	47t （29.1t） 48.4t （40.4t）	68.2t （80.3t） 48.4t （39.8t）	25.0t （13.2t） 48.4t （45.2t）	27.5t （23.9t） 47.2t （28.7t）	27.5t （7.3t） 26.4t （21.7t）	44.9t （40.5t） 23.6t （21.9t）	
沿岸漁業	2,810t （2,149t） ※18か月分	1,901t （2,360t）	1,739.2t （2,059t）	1,529t （1,207t） ※9か月分	1,998t （1,528.2t）	2,816t （2,260.0t）	2,742t （2,270.1t）	2,837.3t （2,551.7t）	2,810.3t （2,512.6t）	2,739.4t （2,517.7t）	3,317.7t （3,076.0t）	

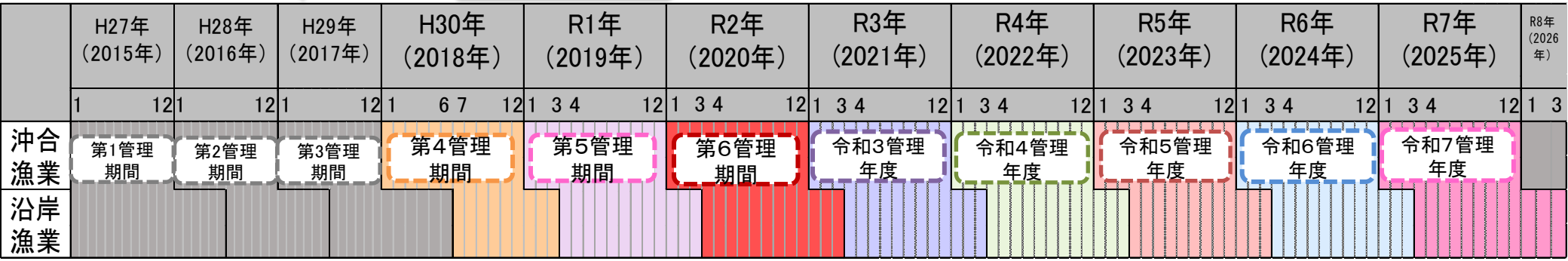
※R4、R5、R6年のまき網及び近海竿釣り等の漁獲可能量は12月末時点。
※試験研究の実績は除く。

管理期間ごとの漁獲枠と実績（大型魚）

TAC政令指定 H29. 4

沖合漁業　TAC開始 H30.1～

沿岸漁業　TAC開始 H30.7～



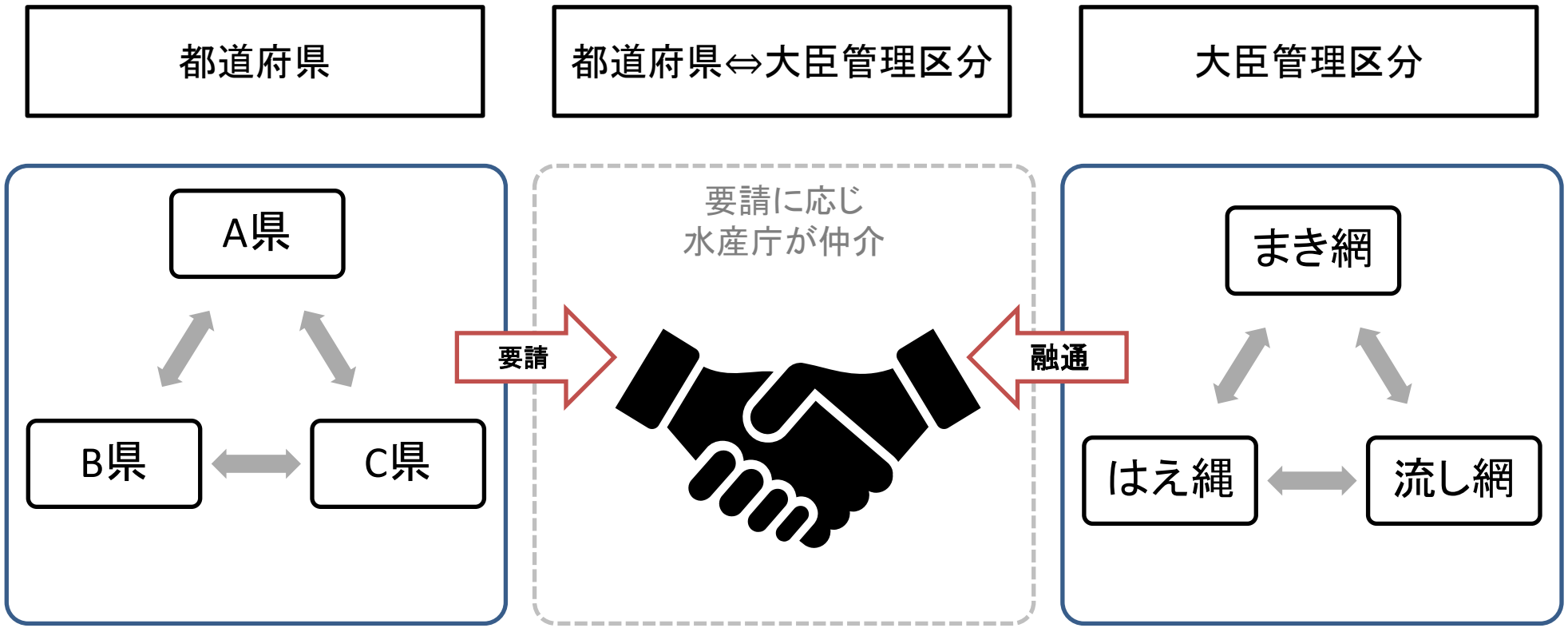
上段：漁獲可能量　下段：（漁獲実績）

	H27年（2015年）	H28年（2016年）	H29年（2017年）	H30年（2018年）	R1年（2019年）	R2年（2020年）	R3年（2021年）	R4年（2022年）	R5年（2023年）	R6年（2024年）	R7年（2025年）	R8年（2026年）
全体計				4,646t （3,815t）	5,132t （4,606.6t）	6,160t （5,400.8t）	6,162t （5,606.7t）	6,789.4t （6,225.6t）	6,845.7t （6,263.2t）	7,433.7t （6,895.0t）	10,142.6t （9,279.6t）	
まき網				3,063t （3,033t）	3,155t （3,131t）	3,252t （3,165t）	3,373t （3,230t）	3,925.2t （3,675.9t）	3,979.1t （3,779.4t）	4,276.8t （4,050.2t）	5,064.7t （4721.0t）	
近海竿釣り等				219t （185t）	417t （410.1t）	585.4t （576.6t）	571.4t （554.9t）	757.1t （723.2t）	768.3t （745.0t）	771.5t （729.6t）	1,157.1t （1,103.9t）	
かじき等流し網等					9.4t （8.1t）	10.3t （8.9t）	10.3t （9.9t）	22.0t （21.1t）	22.5t （20.1t）	50.1t （41.4t）	75.7t （70.9t）	
沿岸漁業				1,125t （597t） ※9か月分	1,465t （1,057.8t）	2,041t （1,650.3t）	1,925t （1,812.0t）	2,022.7t （1,805.7t）	1,906.6t （1,718.9t）	2,317.0t （2,073.9t）	3,634.2t （3,383.8t）	

※R4、R5、R6年のまき網及び近海竿釣り等の漁獲可能量は12月末時点。
※遊漁、試験研究の実績は除く。

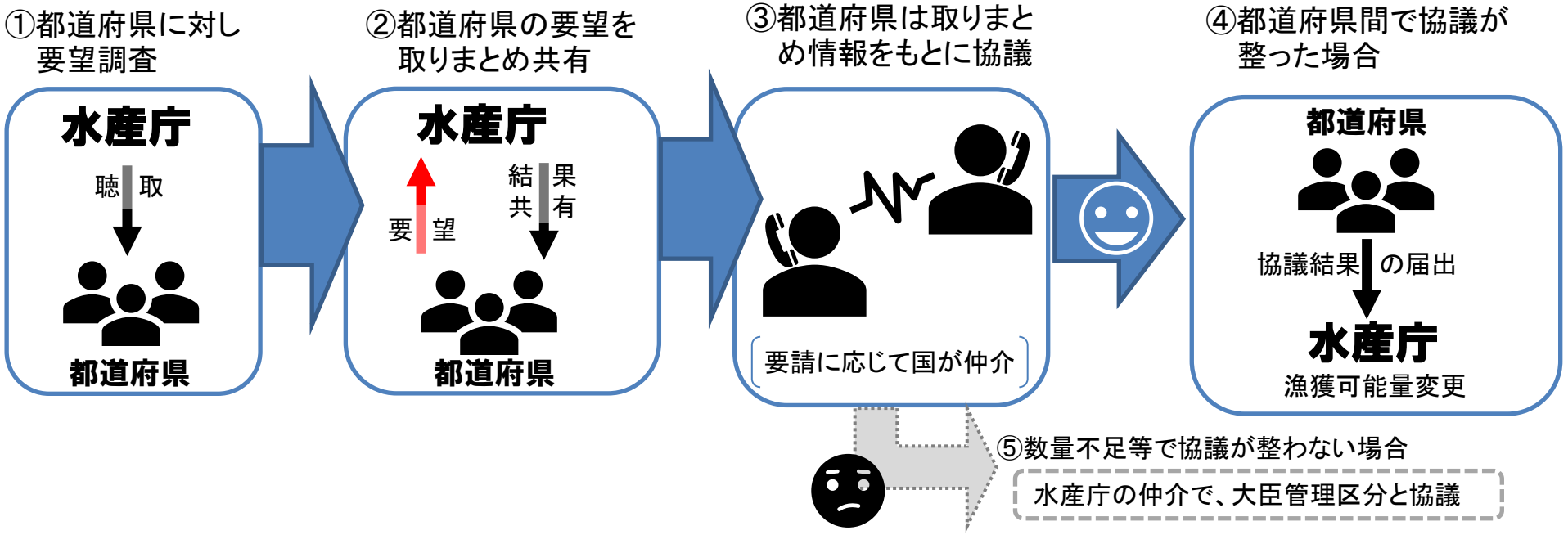
配分量の融通について

- クロマグロの来遊状況等に応じて配分量を融通し、我が国の漁獲可能量を遵守しつつ有効活用を図ることを目的とした制度。
- 大臣管理区分と都道府県の間の融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。



融通の具体的な手続き

- 融通を円滑に進めるため、水産庁は原則、年に2回（9月及び翌1月）、都道府県に対し融通の要望調査を行う。
- 水産庁は要望調査結果について、融通に参加する都道府県に情報提供する。
- 都道府県は情報に基づき、他の都道府県との協議を個別に行うことを基本とする。国に仲介の要請があった場合は国が調整する。
- 大臣管理区分と都道府県との融通については、都道府県間の協議が整わない都道府県から要請があった場合、当該都道府県と大臣管理区分との間の融通の協議を水産庁が仲介して行う。



これまでの管理について

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について①

平成17（2005）年	・我が国がWCPFCへ加盟
平成21（2009）年	・WCPFCにおいて、未成魚（0-3歳）の漁獲努力量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成22（2010）年	・くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許数を増大させないための都道府県知事宛ての大臣指示を発出 ・WCPFCにおいて、未成魚（0-3歳）の漁獲量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成23（2011）年	・沿岸漁業における自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入、併せて漁獲実績報告を義務化 ・くろまぐろ養殖業に対し、養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先等）の報告を義務化 ・大中型まき網漁業の未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均漁獲実績未満、日本海の成魚漁獲量を2,000トン未満とする自主的管理を開始
平成24（2012）年	・くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する大臣指示を発出
平成26（2014）年	・沿岸くろまぐろ漁業の届出制を承認制へ移行、広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入 ・WCPFCにおいて、小型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から半減させる等の保存管理措置を採択
平成27(2015）年	・上記WCPFC保存管理措置を踏まえ、水産庁資源管理部長通知に基づく小型魚の数量管理を開始（「第1管理期間」） ・沿岸漁業については、全国を6ブロック（日本海北部、日本海西部、太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海及び九州西部）に分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリング ※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本（但し、石川県は日本海北部）
平成28（2016）年	・「第2管理期間」の開始 ・沿岸漁業について、6ブロック間で異なっていた管理の期間を7月から翌年6月までに1本化 ・定置網の共同管理枠を設置 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から増加させないこと等の保存管理措置を採択
平成29（2017）年	・「第3管理期間」の開始 ・沿岸漁業のブロック管理を廃止し、都道府県別に漁獲可能量を配分 ・定置網の共同管理に加え、漁船漁業等（沿岸漁業）の広域管理を実施 ・WCPFCにおいて、暫定回復目標の達成確率に応じて管理措置を自動的に改訂する漁獲制御ルールを採択

これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について②

平成30（2018）年	・「第4管理期間」の開始（本管理期間から大型魚も対象として追加） ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（資源管理法)に基づく管理を開始 ・沿岸漁業については、都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲可能量を設定 ・定置網の共同管理を廃止 ・水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を設置し、令和3管理年度までの配分の考え方の基準となった「第5管理期間以降の配分の考え方」を策定
令和元（2019）年	・「第5管理期間」の開始 ・沿岸漁業の管理の期間を4月から翌年3月までに変更 ・漁船漁業等（沿岸漁業）の広域管理を廃止
令和2（2020）年	・「第6管理期間」の開始 ・第5管理期間と同様の管理を継続 ・改正漁業法の施行に伴い資源管理法を廃止、数量管理の根拠法が改正漁業法へ移行 ・改正漁業法の施行に伴い、①くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許件数を増大させないこと、②くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する内容の大臣指示を改めて発出（平成22年及び平成24年大臣指示は廃止）
令和3（2021）年	・「令和3管理年度」の開始 ・漁業法に基づく管理を開始 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から15%増加させる等の保存管理措置を採択 ・上記の大型魚の漁獲枠増枠に伴い、くろまぐろ部会において「令和4管理年度以降の配分の考え方」を策定 ・くろまぐろ遊漁に対し、広域漁業調整委員会指示により採捕規制等を導入
令和4（2022）年	・「令和4管理年度」の開始 ・大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業において、船別漁獲割当て（IQ）による管理を開始
令和5（2023）年	・「令和5管理年度」の開始 ・かじき等流し網漁業等において、IQ管理を開始
令和6（2024）年	・「令和6管理年度」の開始 ・WCPFCにおいて、小型魚の漁獲量を10%、大型魚の漁獲量を50%増枠等の保存管理措置を採択 ・上記の大型魚の漁獲枠増枠に伴い、くろまぐろ部会において令和7管理年度以降の「配分の考え方」を策定
令和7（2025）年	・くろまぐろ養殖に係る大臣指示について引き続き同内容にて発出(20年大臣指示は廃止)

大中型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の概要

操業海区	管　理

東シナ海
日本海
太平洋

	令和7管理年度年間漁獲上限（漁期末）	漁獲実績
小型魚	708.9トン	588.9トン
大型魚	5,064.7トン	4,721.0トン

・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理
・養殖用種苗についても、計画的な操業を実施
・上記に加えて他区分への融通等も行っており、その結果、年後半の小型魚操業が減少
・令和4管理年度から、日本海の大型魚は公的IQ管理に移行
（令和4～6管理年度：5/15～ 7/31、令和7管理年度以降：5/1～7/25）

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき					養殖用種苗（小型魚・大型魚）							
日本海	山まき						大型魚（養殖用種苗含む）						
太平洋	北まき					大型魚							

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

大中型まき網漁業の取組み状況

大中型まき網漁業

【小型魚（30kg未満）】

・大中型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン（05-09年比約22%削減）
2014年：4,250トン（05-09年比約34%削減）
2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減）
2017～2021年：1,500トン(05-09年比約77%削減）
2022～2025年：1,200トン(05-09年比約82%削減）　※2005～2009年：6,435トン

・ 0歳魚の漁獲をR6管理年度の水準から増加させないため、2kg 未満の0歳魚について、鮮魚としての販売を目的とした漁獲は行わない。また、0歳魚について養殖用種苗向けの漁獲尾数が直近の水準から増加しないよう管理。

【大型魚（30kg以上）】

・大中型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。
2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン、2018～2019年：3,063.2トン、
2020年：3,252.1トン、2021年：3,373.3トン、2022年：3,847.7トン

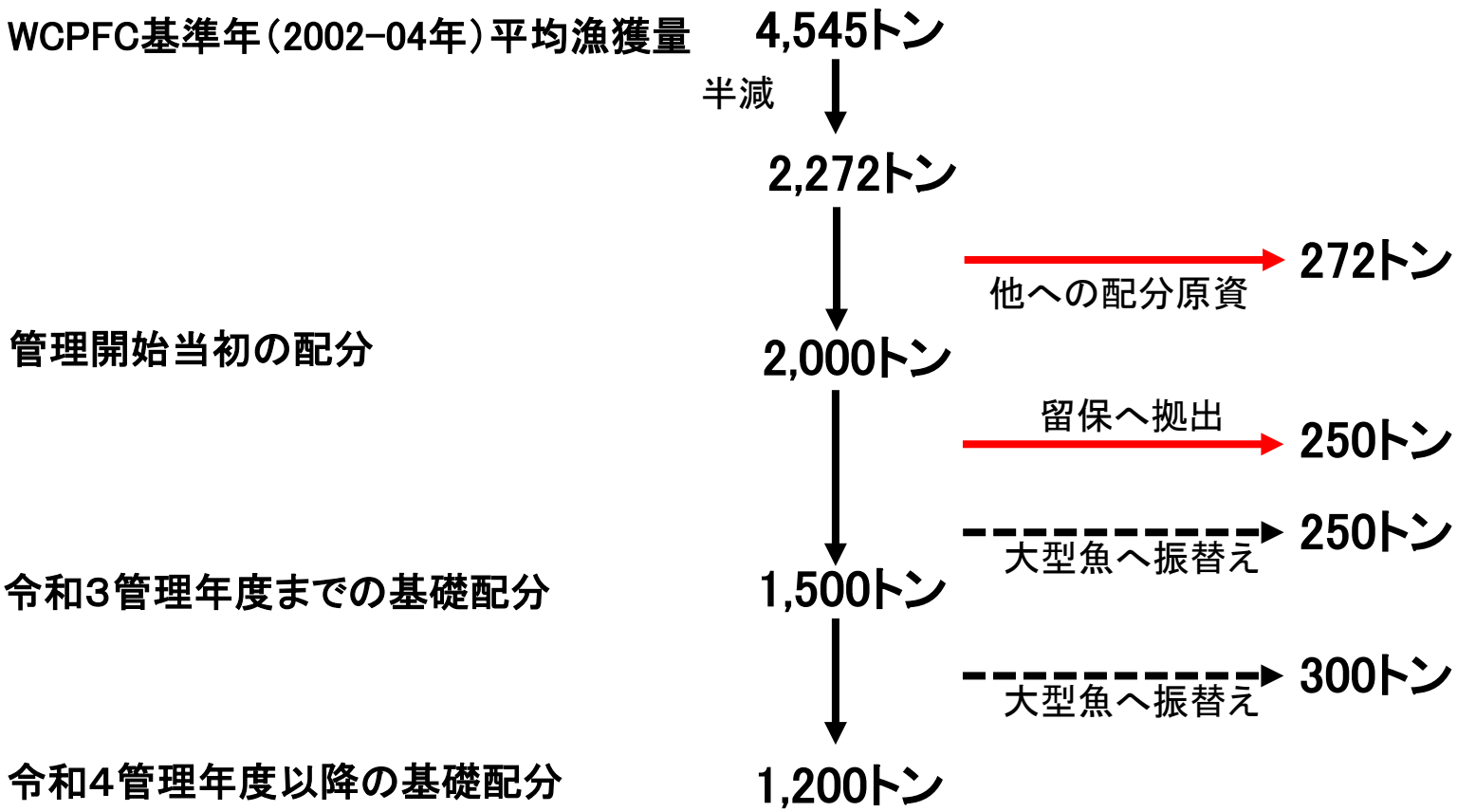
・2015年から、日本海大中型まき網業界の自主規制として、８月の操業自粛と日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。R4管理年度の公的IQ移行に際し、IQ当初配分をR4～６管理年度は1,800トン以下、R7管理年度は2,035トン以下に設定（ただし、前年の繰越や都道府県との大小交換により漁獲実績がIQ当初配分数量を超えることはあり得る。）。

大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯①

○ 小型魚

- 管理開始当初の配分において、WCPFC基準年（2002-04年）の平均漁獲量から半減し、さらに272トンを削減（272トンは他の漁業及び都道府県への配分原資に。）。
- 第４管理期間以降において、国の留保へ250トンを拠出。
- 令和４管理年度以降、300トンを大型魚へシフト。

（配分の経緯）

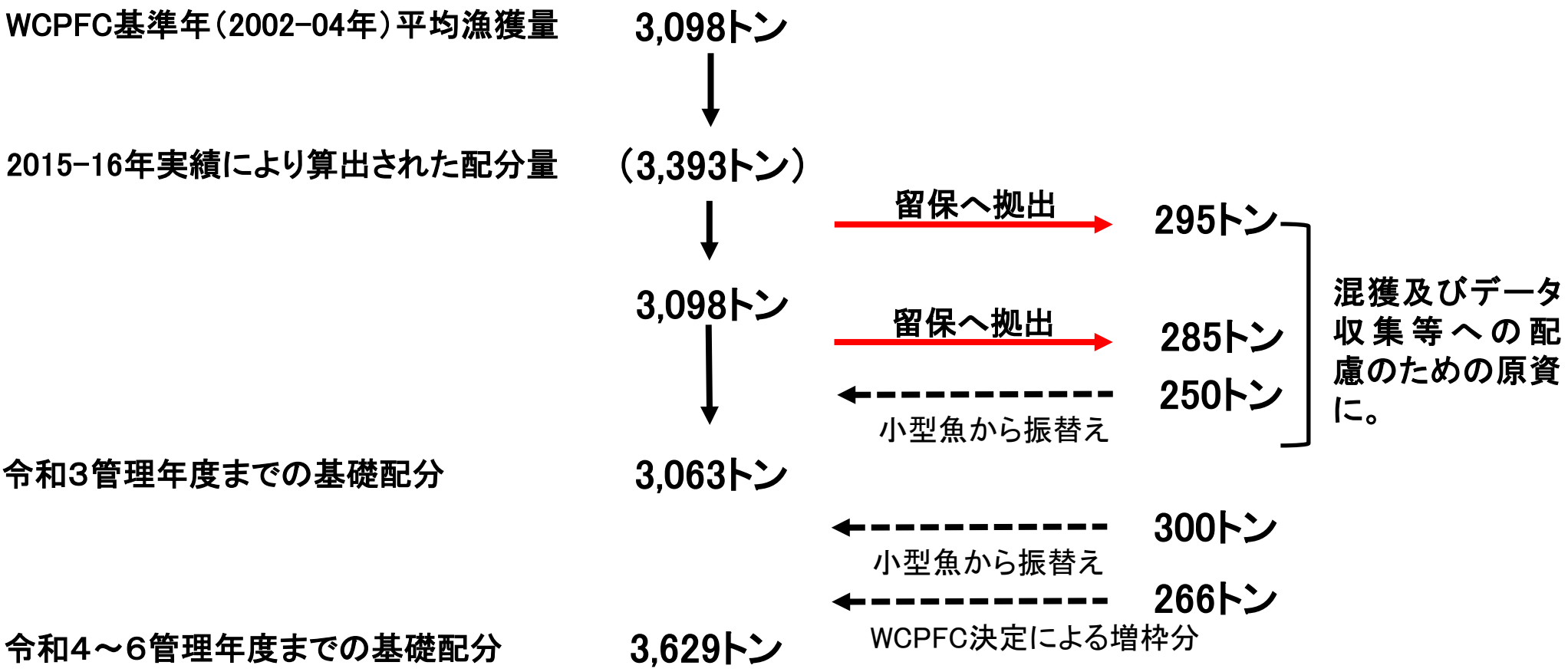


大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯②

○ 大型魚

- 2015-16年実績に基づき配分量を算出するところ、WCPFC基準年（2002-04年）平均漁獲量を超える数量（295トン）を国の留保に拠出。
- 大臣許可漁業、都道府県とも配分量の約1割（大中型まき網にあっては285トン）を国の留保に繰り入れ。

（配分の経緯）



大中型まき網漁業から他管理区分への融通等の経緯③

○　融通

第5管理期間以降、都道府県からの融通要望に対応。

（融通の実績）

○第５管理期間
- 2019年 ４月　小型魚90.0トンを北海道ほか２県の大型魚90.0トンと交換
- 2020年 １月　小型魚2.0トンを石川県の大型魚2.0トンと交換

○第６管理期間
- 2020年 ５月　小型魚80.2トンを北海道ほか３県の大型魚80.2トンと交換
- 2020年10月　小型魚30.0トンを石川県ほか６県の大型魚30.0トンと交換
- 2020年12月　小型魚4.2トンを福井県ほか３県の大型魚4.2トンと交換
- 小型魚158.9トンを北海道ほか８府県に譲渡

○令和３管理年度
- 2021年 ５月　小型魚108.6トンを北海道ほか６県の大型魚108.6トンと交換
- 2021年 ７月　小型魚6.2トンを新潟県ほか２県の大型魚6.2トンと交換
- 2021年10月　小型魚35.1トンを新潟県ほか３県の大型魚35.1トンと交換
- 2021年11月　小型魚23.2トンを新潟県ほか３県の大型魚23.2トンと交換
- 2021年12月　小型魚150.0トンを北海道ほか９府県に譲渡

○令和４管理年度
- 2022年 ４月　小型魚25.1トンを北海道ほか４県の大型魚25.1トンと交換
- 2022年10月　小型魚67.5トンを北海道ほか４県の大型魚67.5トンと交換
- 2022年11月　小型魚10.0トンを新潟県の大型魚10.0トンと交換

○令和５管理年度
- 2023年 ６月　小型魚83.8トンを北海道ほか３県の大型魚83.8トンと交換
- 2023年 ７月　小型魚10.0トンを鳥取県に譲渡
- 2023年10月　小型魚3.7トンを新潟県ほか１県の大型魚3.7トンと交換
- 2023年11月　小型魚3.0トンを新潟県ほか１県の大型魚3.0トンと交換
- 2023年12月　小型魚10.0トンを新潟県の大型魚10.0トンと交換

○令和６管理年度
- 2024年 ８月　小型魚62.5トンを北海道ほか４県の大型魚62.5トンと交換
- 2024年10月　小型魚3.3トンを新潟県ほか１県の大型魚3.3トンと交換
- 2024年12月　小型魚10.6トンを北海道ほか3県の大型魚10.6トンと交換
- 2024年12月　小型魚80トンを北海道ほか14都県に譲渡

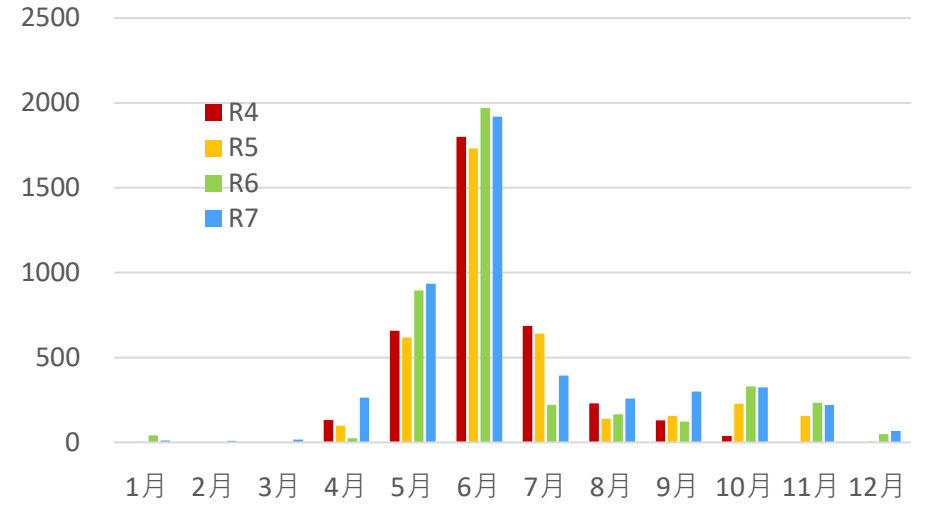
○令和７管理年度
- 2025年10月　大型魚3.5トンを福岡県の小型魚3.5トンと交換
- 2025年12月　小型魚5.4トンを新潟県ほか１県の大型魚5.4トンと交換
- 2025年12月　小型魚49.6トンを岩手県ほか18都道府県に譲渡

大型魚/小型魚別の沿岸（都道府県）と沖合（大中型まき網漁業）月別漁獲状況

大型魚

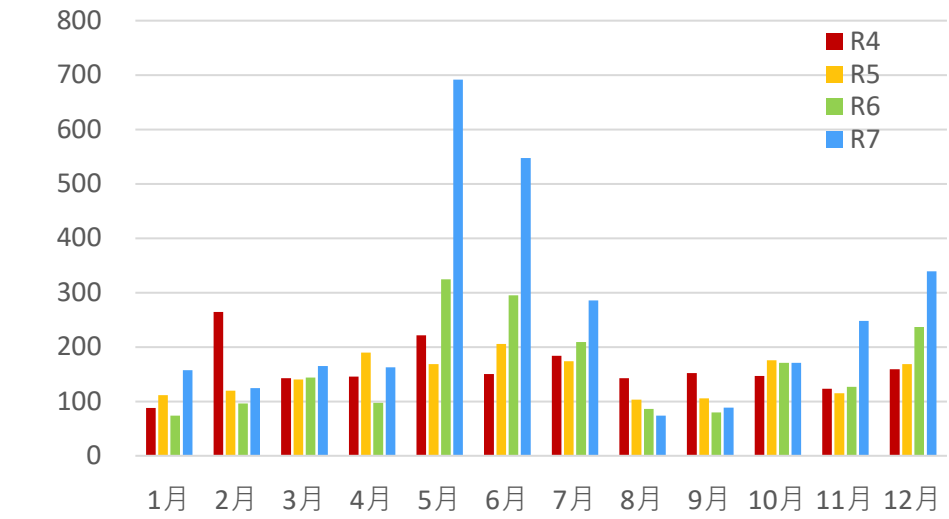
【大中型まき網漁業】

（単位：トン）



【沿岸漁業】

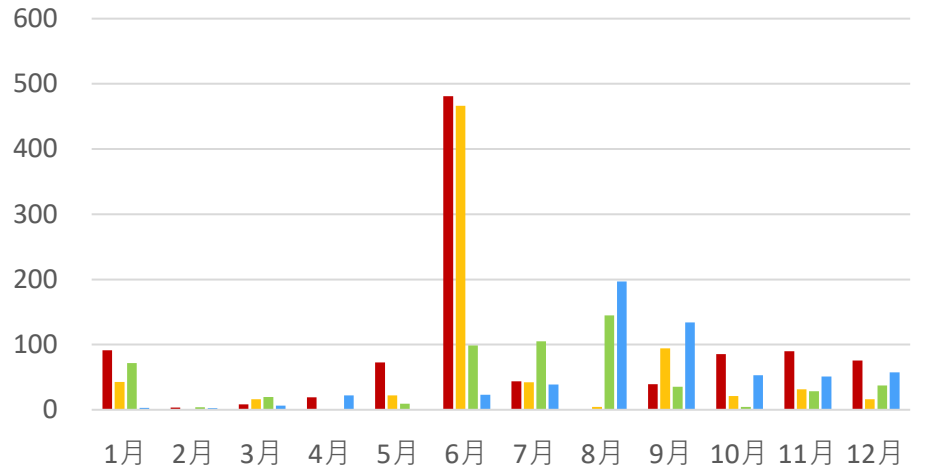
（単位：トン）



小型魚

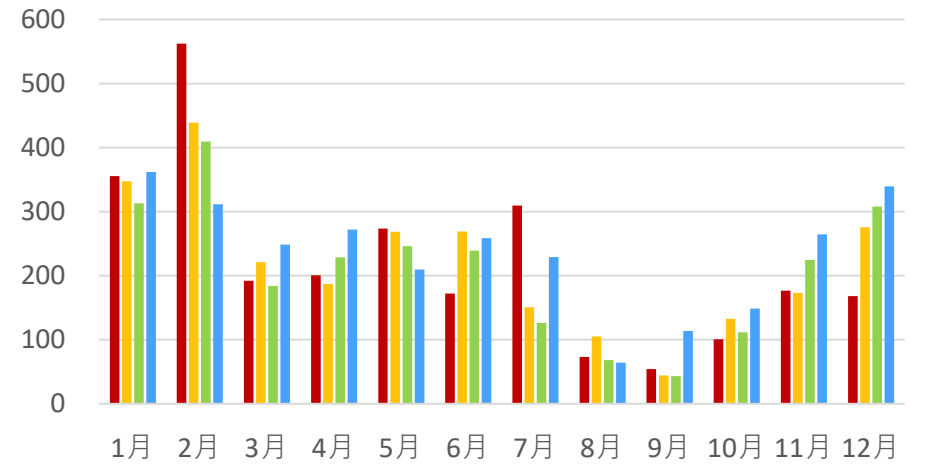
【大中型まき網漁業】

（単位：トン）



【沿岸漁業】

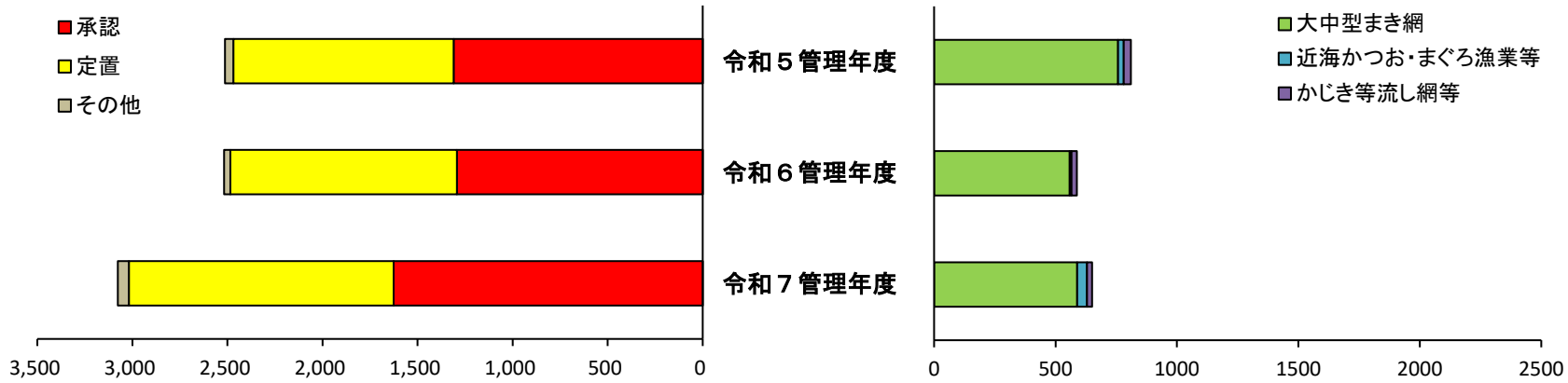
（単位：トン）



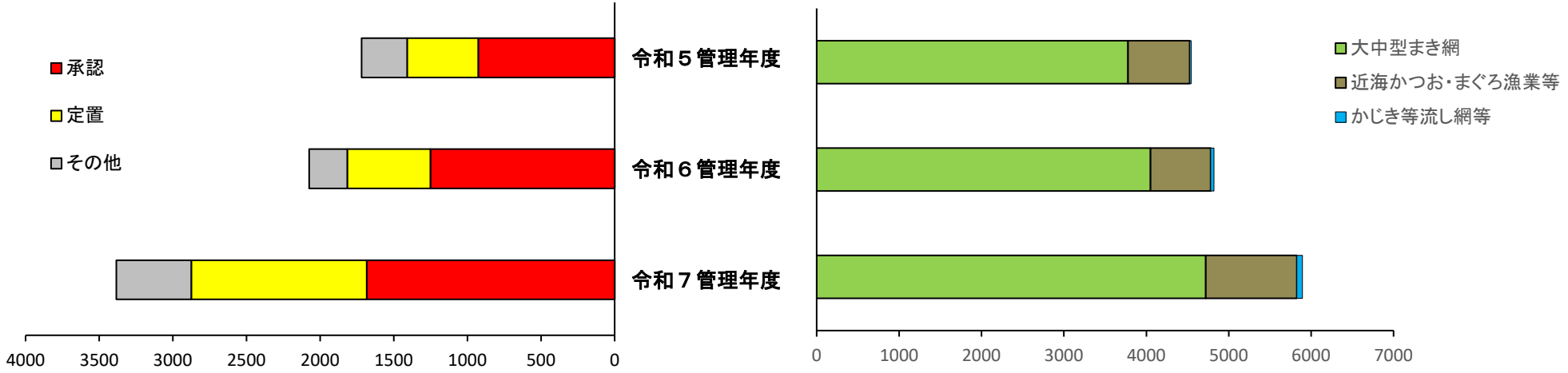
漁法別の漁獲状況

（小型魚）

（単位：トン）



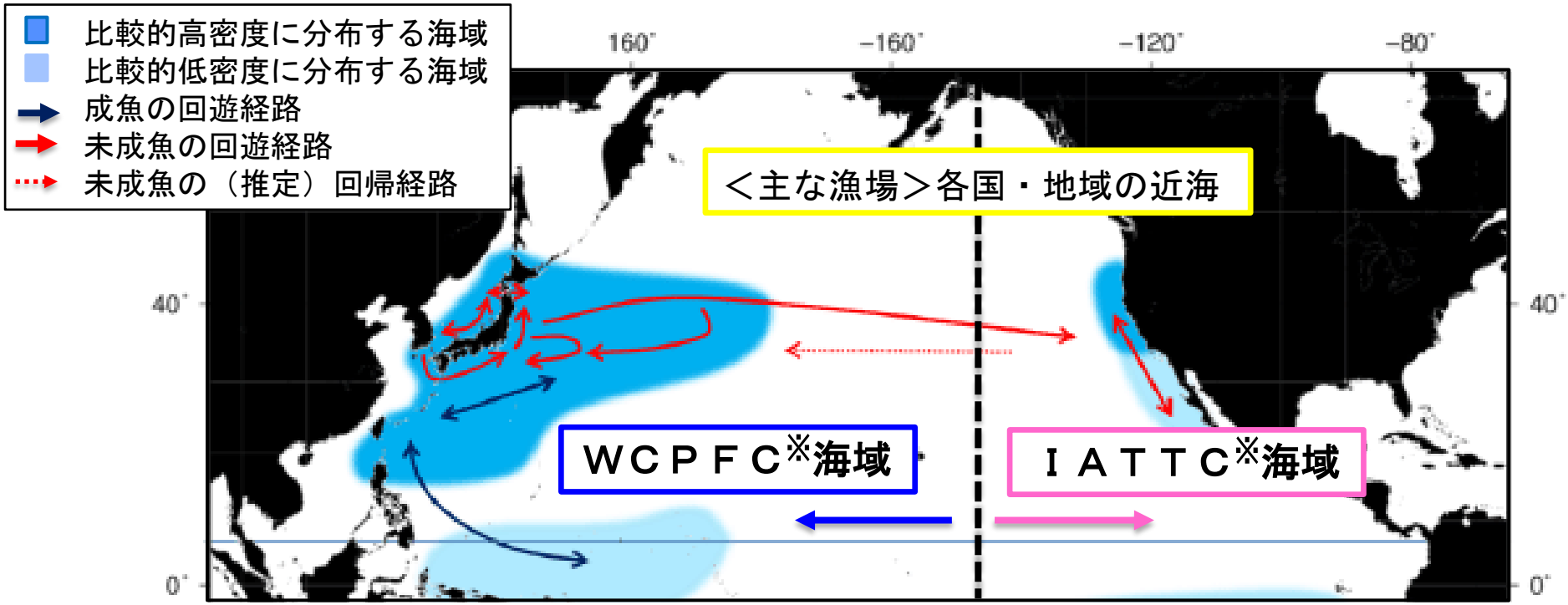
（大型魚）



※　近海かつお・まぐろ漁業等：　近海かつお・まぐろ漁業等及び遠洋かつお・まぐろ漁業
　　かじき等流し網漁業等：　東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

関係各国の漁獲状況

太平洋クロマグロの漁獲状況



	主な漁法	漁獲量（2024年）	
日本	まき網、はえ縄、曳き縄、定置網	小型魚	3,094トン
		大型魚	6,804トン
韓国	まき網、定置網	小型魚	421トン
		大型魚	347トン
台湾	はえ縄	小型魚	（なし）
		大型魚	2,262トン

	主な漁法	漁獲量（2023年）	
メキシコ	まき網	小型魚	3,562トン
		大型魚	
米国	まき網、遊漁	小型魚	1,523トン
		大型魚	

資料：水産庁作成

（※）WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会
IATTC：全米熱帯まぐろ類委員会

太平洋クロマグロの国別漁獲状況

トン

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,310	4,878	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,952	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			28			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		828			12			17,073
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		498			16			11,252
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,709		728			18			13,275
2017	4,131	4,868	670	73		415	3,643		950			14			14,764
2018	1,859	4,347	511	25		381	2,840		600			20			10,219
2019	3,047	4,467	564	17		493	2,249		758			23			11,614
2020	2,745	5,265	191	414		1151	3,285		975			46			14,027
2021	3,167	5,450	452	58		1479	3,027		1,512			47			15,190
2022	3,731	6,381	366	516		1498	3,216		1,982			43			17,677
2023	3,430	6,369	331	337		2,122	3,418		2,206			132			18,194
2024	3,094	6,804	421	347		2,262	3,562		1,523			140			
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の50%（▲50%）	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、水産資源研究所による推定値。2013年以降の日本、韓国、台湾及びその他のデータは、WCPFCへの提出データ、米国及びメキシコはISC報告データ。

※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

我が国の大型魚・小型魚（30kg未満）別漁獲状況

トン

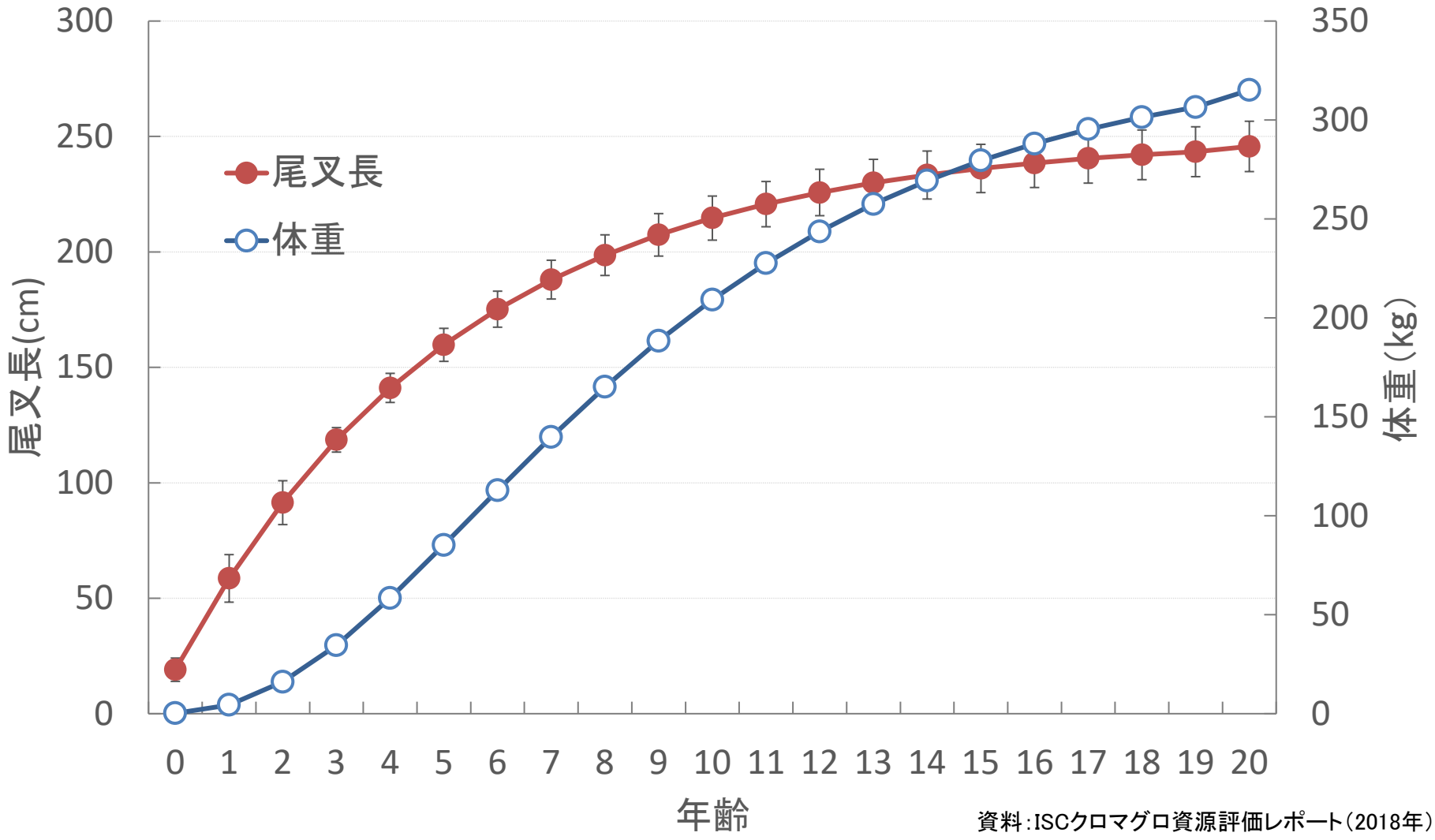
年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計
	太平洋		日本海						赤道以北		赤道以南																
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	126	6,525		694	786		912	7,219		238		20		968		1,226	4,111		162		637	522	344	54	6,165	9,021	15,186
1995	36	4,801		496	13,575		13,611	5,298		107		10		571		688	4,778		270		1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091
1996	2,489	2,601		450	2,104		4,593	3,051		123		9		778		909	3,640		94		898	251	255	315	9,480	4,527	14,008
1997	2,823	2,606		708	7,015		9,838	3,314		142		12		1,158		1,312	2,740		34		666	138	333	478	13,610	5,242	18,852
1998	719	1,670		326	2,676		3,395	1,995		169		10		1,086		1,266	2,876		85		403	471	291	409	7,049	4,142	11,191
1999	1,293	9,747		579	4,554		5,847	10,326		127		17		1,030		1,174	3,440		35		902	195	399	309	10,624	12,004	22,628
2000	900	6,546		747	8,293		9,193	7,293		121		7		832		959	5,217		102		701	424	233	456	15,445	9,132	24,577
2001	586	2,313		239	4,481		5,068	2,552		63		6		728		797	3,466		180		1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212
2002	193	3,131		599	4,981		5,174	3,729		47		5		794		846	2,607		99		1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186
2003	183	203		571	4,812		4,995	774		85		12		1,152		1,249	2,060		44		648	191	205	241	7,951	2,455	10,407
2004	143	2,692		2,100	3,323		3,465	4,792		231		9		1,616		1,855	2,445		132		660	235	82	432	6,785	7,314	14,099
2005	155	185		3,694	8,783		8,938	3,879		107		14		1,818		1,939	3,633		549		1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668
2006	1,352	280		2,012	5,236		6,588	2,292		63		11		1,058		1,131	1,860		108		991	430	280	498	9,828	4,350	14,178
2007	124	718		2,123	3,875		3,998	2,841		83		8	72	1,607	72	1,698	2,823		236		1,142	361	249	408	8,519	5,309	13,828
2008	1	0		3,028	7,192		7,193	3,028		19		8	131	1,240	131	1,267	2,377		64		1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188
2009	33	795		1,299	5,950		5,983	2,094		8		7	138	935	138	950	2,003		50		1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029
2010	49	21		1,052	2,620		2,669	1,073		5		6	160	724	160	735	1,583		83		1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401
2011	16	305	114	1,792	6,113		6,243	2,097		9		11	108	720	108	740	1,820		63		763	888	108	175	9,105	3,899	13,004
2012	3	198	170	671	1,419		1,592	869		6		8	266	401	266	415	570		113		1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100
2013	0	279	226	1,502	763		990	1,782		7		7	235	543	235	557	904		8		1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419
2014	0	47	203	2,000	3,206	0	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023		5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577
2015	102	837	9	1,810	820	66	931	2,714	0	11	0	4	188	449	189	464	394	19	8	0	825	417	142	289	2,488	3,902	6,390
2016	32	1,255	209	1,772	1,828	0	2,068	3,027	1	13	0	4	181	496	182	514	755	23	54	0	654	574	238	270	3,951	4,407	8,359
2017	38	1,583	30	1,691	1,199	0	1,266	3,274	0	21	0	6	264	628	264	655	571	35	49	0	1,686	535	295	369	4,131	4,868	9,000
2018	75	1,497	117	1,536	818	7	1,010	3,040	3	18	0	0	96	583	99	600	307	63	9	0	260	385	173	258	1,859	4,347	6,205
2019	0	1,567	83	1,564	1,251	0	1,334	3,131	5	20	0	0	161	815	166	836	677	42	0	0	691	260	174	199	3,042	4,467	7,509
2020	2	1,554	64	1,587	728	24	794	3,165	6	69	0	0	140	1,201	146	1,270	687	73	1	0	943	399	173	359	2,745	5,265	8,011
2021	0	1,495	29	1,661	940	74	968	3,230	16	63	0	0	161	1,271	178	1,334	557	96	0	0	1,319	423	145	366	3,167	5,450	8,617
2022	18	1,657	12	1,983	994	37	1,024	3,678	0	80	0	0	98	1,421	98	1,500	919	160	13	0	1,471	655	205	388	3,731	6,381	10,111
2023	6	1,659	21	2,114	759	11	785	3,785	0	80	0	0	98	1,378	98	1,458	969	186	24	0	1,338	547	216	394	3,430	6,369	9,799
2024	19	1,663	12	2,380	542	14	573	4,058	0	80	0	0	82	1,389	82	1,470	1,146	245	6	0	1,071	579	216	452	3,094	6,804	9,898
2025	13	1,796	5	2,905	576	21	594	4,721	0	134	0	0	114	1,988	114	2,122	1,041	463	40	0	1,426	976	261	720	3,477	9,003	12,479
02-04年の平均	173	2,009		1,090	4,372		4,545	3,098		121		9		1,187		1,317	2,371		92		772	173	236	294	8,015	4,882	12,897

※水産資源研究所による推定値。**赤字は2026年4月時点の暫定値。**

※2018年以降の集計方法は従来のものから変更されている。

学術的知見及び技術開発

くろまぐろの年齢と成長



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2018年）

定置網における取組事例①

１　操業の工夫

・漁協別・漁業種類別に配分し、更に個人に配分して数量遵守に取組んでいる。

・原則網起こしは朝１回としている。また、他の事例では、原則１日2回の網起こしをするが、朝の網起こしでマグロが入網した場合、１回にした。

２　放流手法の工夫

・概ね100尾以内であれば、タモ網により放流しているが、それ以上は、側網を沈めることにより放流するか、網起こしを中断している。

・網起こしをして、魚捕まで来た時点で、メジマグロが大量に入網していた場合、船尾の魚捕部分を５m位下げ、魚捕の鎖を外し、もう一度網起こしをし、メジマグロを網の外に出す。

（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点）

定置網における取組事例②

３　漁具（漁法）の工夫

・箱網内に仕切り網を設置し、大型魚は仕切り網内で水揚げをし、小型魚は落し網に追い込み側網を沈めて放流している。

４　その他の工夫

・定置協会会員の漁労長を中心メンバーとしたSNSのグループを作り、当日操業時のクロマグロ漁獲及び放流状況をメンバーで共有できる仕組みとしている。

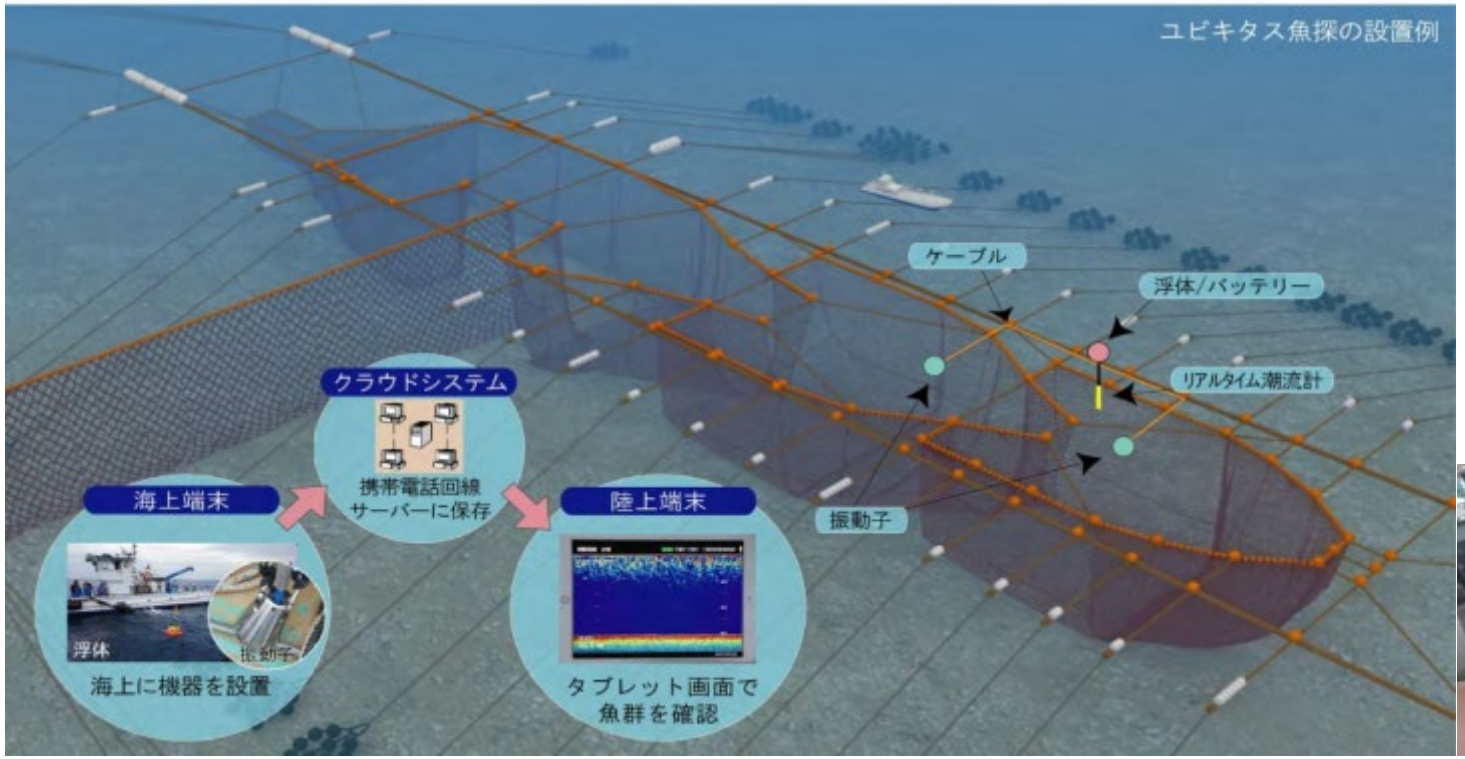
・２kg未満は放流することとしている。網によっては、小型魚（30kg未満）はすべて放流している。

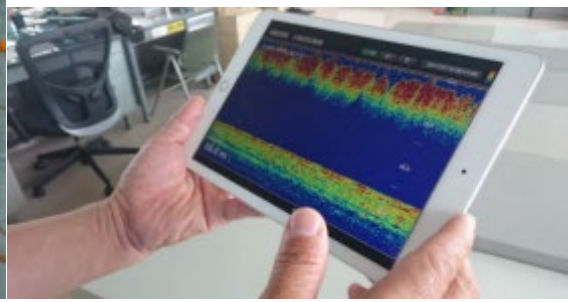
・５kg未満の個体は通常時から全て放流する。

・一経営体が漁獲枠をオーバーして水揚げしたため、次の管理期間の割当を減らすとともに操業開始を10日間遅らせる。

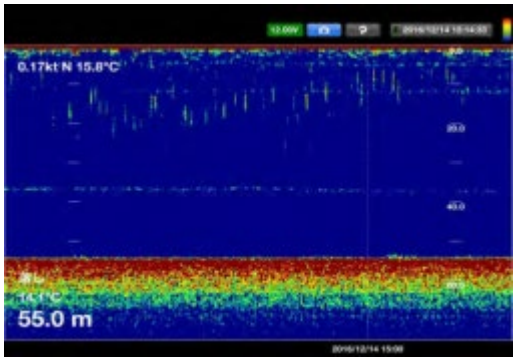
（（一社）日本定置漁業協会調べ。平成31年2月時点）

定置網における取組事例（例：ユビキタス魚探）

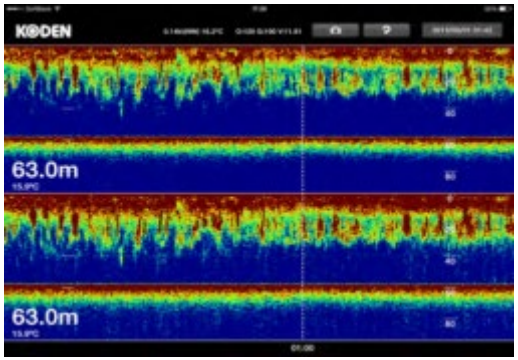




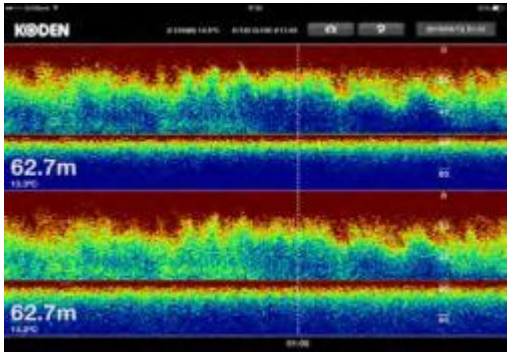
魚探画像の例



4kgのクロマグロ636本



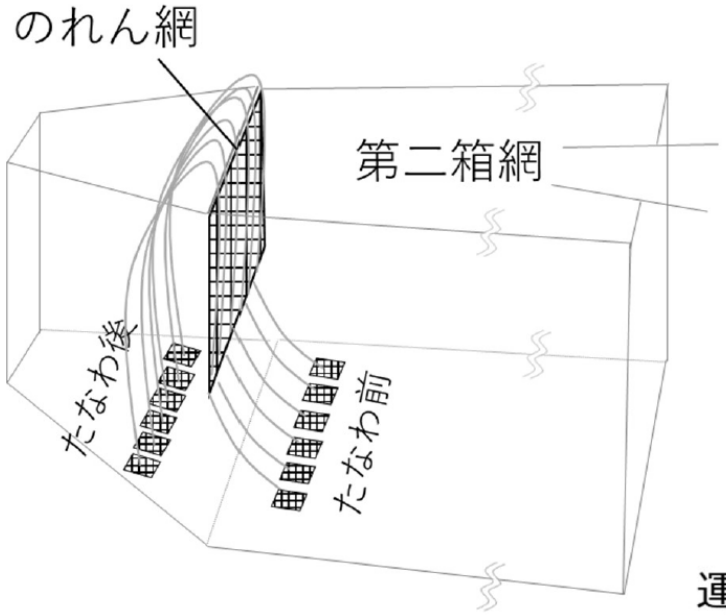
ブリ50トン



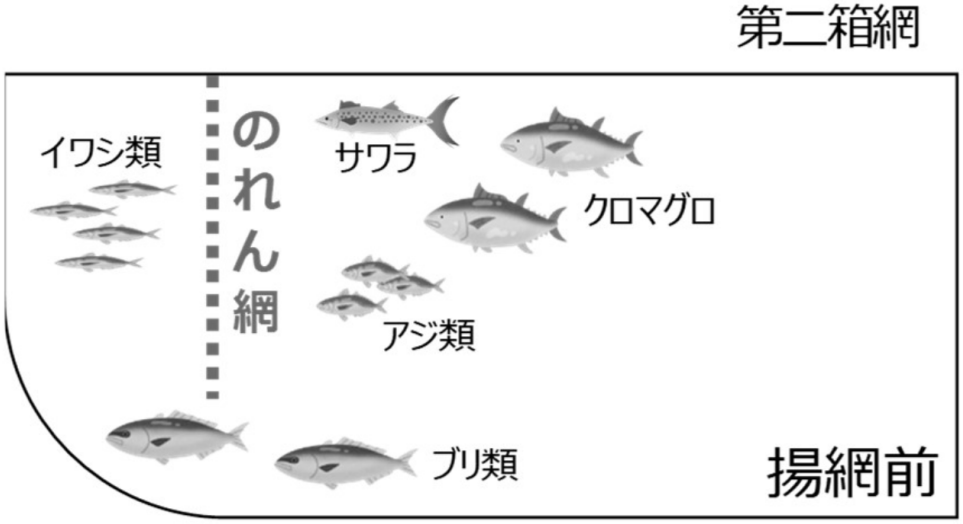
イワシ20トン

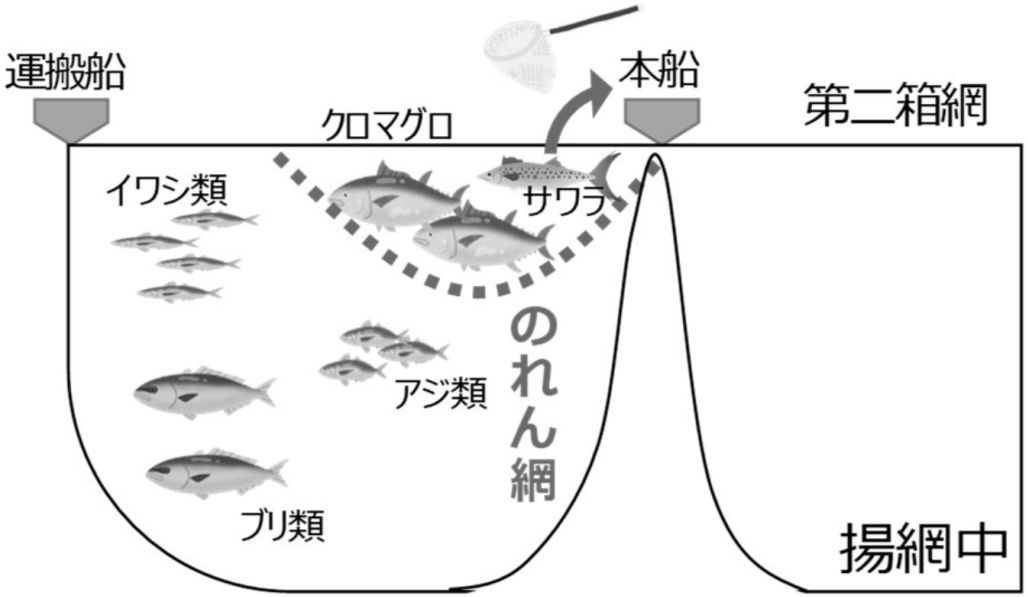
出典：平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

定置網における取組事例（例：のれん網）



第二箱網に“のれん網”を設置し、
クロマグロとその他の魚種とを分離

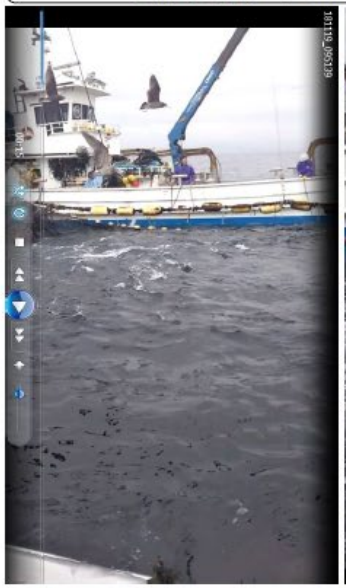




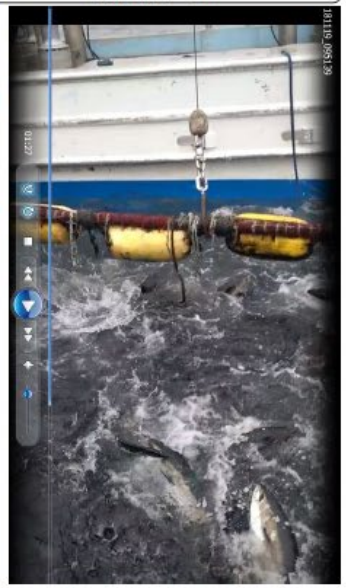
出典：令和元年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業成果報告書

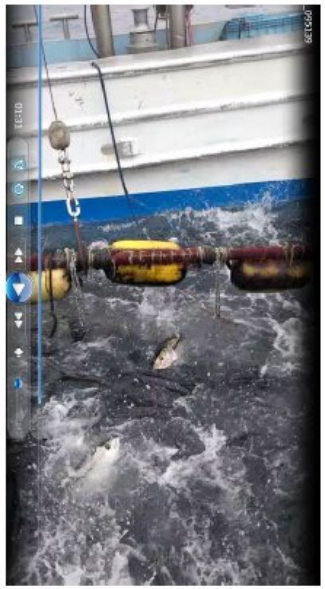
定置網における取組事例（宮城県）

宮城県沿岸の大型定置【定第27号】に入網した小型マグロの再放流状況

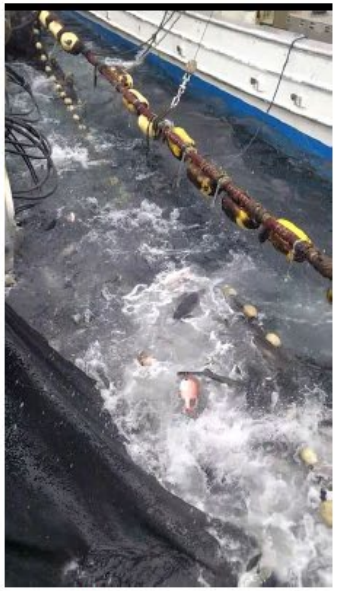

①


②


③

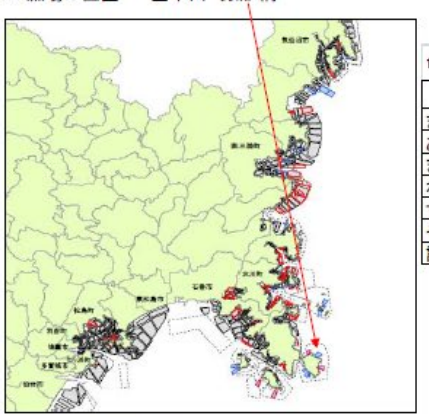

④


⑤


⑥

平成31年1月21日：資料整理　宮城県東部地方振興事務所　水産漁港部

1　撮　影　日　　平成30年11月19日　午前9時50分頃
2　撮　影　者　　有限会社　泉澤水産　従業員
3　漁場の位置　　金華山　鍬形網



11月19日に水揚げした魚種別重量

魚種	数量(kg)
まさば	3,881
あじ	2,617
まいわし	1,806
わかし	541
すずき	102
その他	462
計	9,409

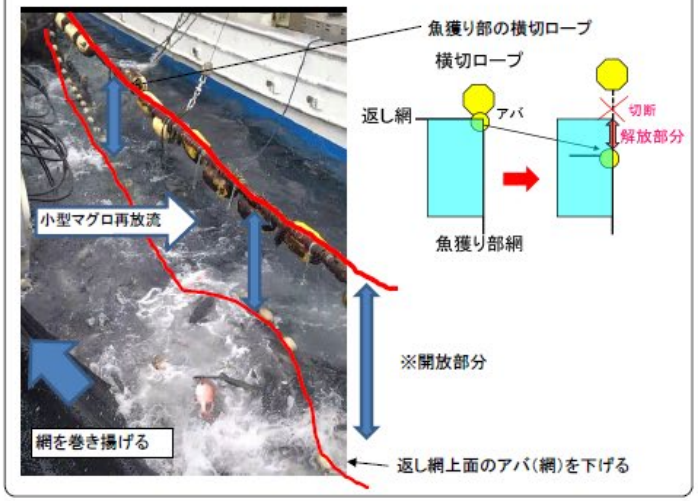
※小型まぐろ(5～15kgサイズ)
400尾を放流

4　小型マグロ再放流作業説明

① 2隻の19トン型の定置漁船により魚獲り部の網を狭めていく。手前の漁船のボールローラーにより魚獲り部の網を巻き揚げる。

② 相当数の小型マグロが入網している様子がわかる。

③～⑥ 徐々に手前の魚獲り部の網を巻き揚げて，表層に遊泳している小型マグロを集める。
横切ロープと返し網を繋いでいるロープを切ってアバ(網)を沈めて，小型マグロを魚獲り部の外へと追い出している。



管理のための制度

くろまぐろTAC制度の仕組み（漁業法）

1

資源管理基本方針の策定

・国は、資源評価結果を踏まえて、資源管理基本方針を策定する。
・資源管理基本方針には、資源管理目標や、管理の手法等を記載。

・法第11条

2

都道府県資源管理方針の策定

・都道府県では、国の資源管理基本方針に即して、漁業種類ごとの資源管理目標や管理の手法等を定めた「都道府県資源管理方針」を策定。
・都道府県資源管理方針の策定には大臣の承認が必要。

・法第14条

3

漁獲可能量の設定

・国は、大臣管理区分、都道府県ごとに配分する漁獲可能量を設定。

・法第15条

4

漁獲量等の報告

・漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事へ漁獲量を報告。
・報告期限は、陸揚げした日の翌月10日まで（漁獲の積み上がりに応じ、迅速に報告）。

・法第30条

5

採捕の停止等

・漁獲可能量を超過しないようにするため、農林水産大臣又は都道府県知事は、必要に応じ助言、指導、勧告をすることができる。
・漁獲量が漁獲可能量を超過または超過のおそれが大きい場合、農林水産大臣または都道府県知事は、必要に応じ、採捕の停止その他必要な命令することができる。

・法第32条

・法第33条

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、**大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表**（法31条）

採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認める場合には、**大臣は、採捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる**（法32条）

※　強制力を有しない行政指導

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令することができる（法33条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法34条）

→ **違反者には罰則適用**

→ 3年以下懲役又は300万円以下罰金

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで**自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」**とし、

① 平成24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（**届出隻数 1.3 万隻**）、

② 平成25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行（**承認隻数 約2万隻**（R7.4現在））、

令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新しており、令和6年11月及び12月に行われた各広域漁業調整委員会において新たな委員会指示を発出し、6回目となる承認の更新手続きを行った（現行の承認期間は令和9年3月31日まで）。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 広域漁業調整委員会指示※の概要

（1）承認条件

（現に営んでいる者）

① **旧被承認者として過去2年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること**

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② **採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと**

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

③ **暴力団関係者等ではないこと**

暴力団関係者等ではない旨の適格性に関する誓約書があること。

（新たに営もうとする者）

① **採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること**

都道府県知事が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者である旨の意見書があること。

② **都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさないこと**

当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能である旨の意見書があること。

③ **国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること**

意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

④ **暴力団関係者等ではないこと**

暴力団関係者等ではない旨の適格性に関する誓約書があること。

（2）承認期間について

令和7年4月1日～令和9年3月31 日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績があることを証明する書類の提出の観点から、承認期間の前に３ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第48号　（令和６年11月18日発出）
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号　（令和６年11月26日発出）
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号　（令和６年11月29日発出）

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握
（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会の海域区分

太平洋広域漁業調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会



平成26年4月1日以降

- ●届出制から**承認制**へ移行
  広域漁業調整委員会の指示に基づき**隻数制限**を導入
- ●平成27年1月　更新１回目
- ●平成29年1月　更新２回目
- ●平成30年7月　更新３回目
- ●令和２年7月　期間延長
- ●令和３年4月　更新４回目
- ●令和５年4月　更新５回目
- ●**令和７年4月　更新６回目**

増枠を踏まえ、**漁獲機会の付与が可能な場合に限り新規承認を発出**

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4
北海道	969	863	844	835	832	1,695	石川県	1,027	985	298	289	289	276	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155	福井県	304	282	268	250	240	244	徳島県	492	476	417	417	417	476
岩手県	119	99	0	8	10	22	静岡県	1,025	1,011	957	944	938	999	香川県	0	0	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	21	41	愛知県	1	1	1	0	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	41
秋田県	175	174	131	131	131	164	三重県	1,077	990	877	838	806	798	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	1694
山形県	150	150	142	139	138	137	京都府	264	264	264	247	245	255	福岡県	668	556	534	521	515	507
福島県	719	714	703	627	435	444	大阪府	11	11	6	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	101
茨城県	367	347	314	296	291	292	兵庫県	253	251	248	248	249	553	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	2554
千葉県	580	545	445	445	445	451	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	114	59	59	59	63
東京都	526	515	444	431	418	420	鳥取県	651	580	56	56	56	227	大分県	146	139	28	21	21	164
神奈川県	323	297	277	265	259	278	島根県	1,054	1,002	960	957	957	1,015	宮崎県	669	568	567	568	548	546
新潟県	186	164	57	57	57	209	岡山県	0	0	0	0	0	0	鹿児島	519	467	335	332	316	362
富山県	270	262	172	170	170	192	広島県	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1
														合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

クロマグロの養殖業①（管理内容）

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況、斃死状況及び出荷状況）の報告を義務付け　※　暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

クロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示（2025年12月1日発出（2020年指示と同内容）

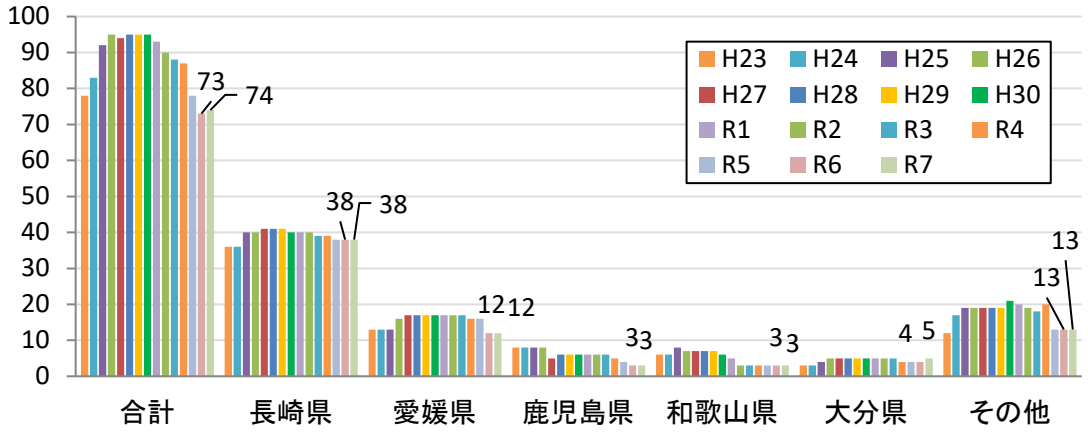
2025年12月１日以降、引き続き

※　人工種苗向けの漁場は、指示の適用外

① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないよう、海区漁場計画の作成又は変更を行わなければならない。

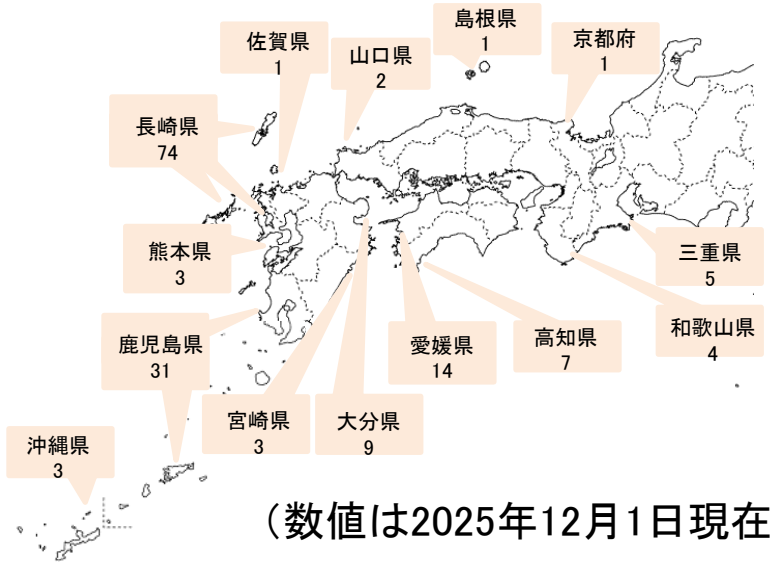
② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、漁業権に生け簀の形状、規格及び台数等に係る条件を付けること。

【経営体の数　（全国計：74経営体）】



注1：個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上。
注2：その他は、東京都、静岡県、三重県、高知県、島根県、熊本県、沖縄県。

【全国のクロマグロ養殖場　（全国計：158漁場）】



（数値は2025年12月1日現在）

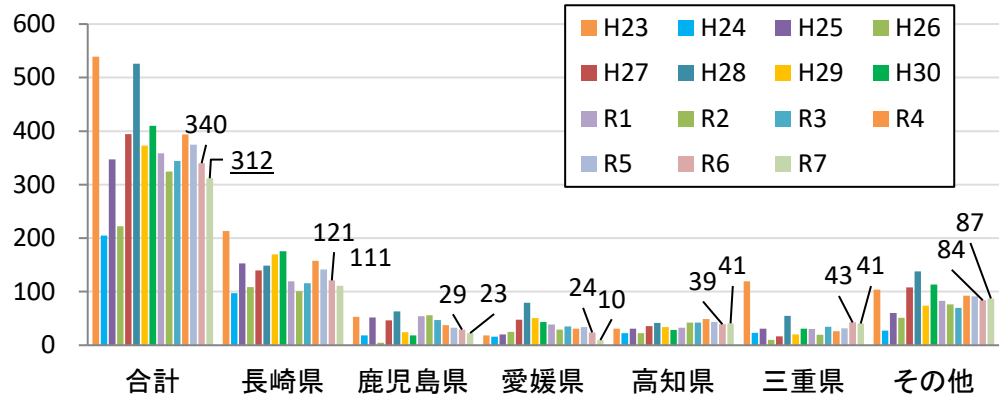
クロマグロの養殖業②（現状について）

（数値は2025年実績）

【種苗活込み数（全国計：479千尾）】

千尾

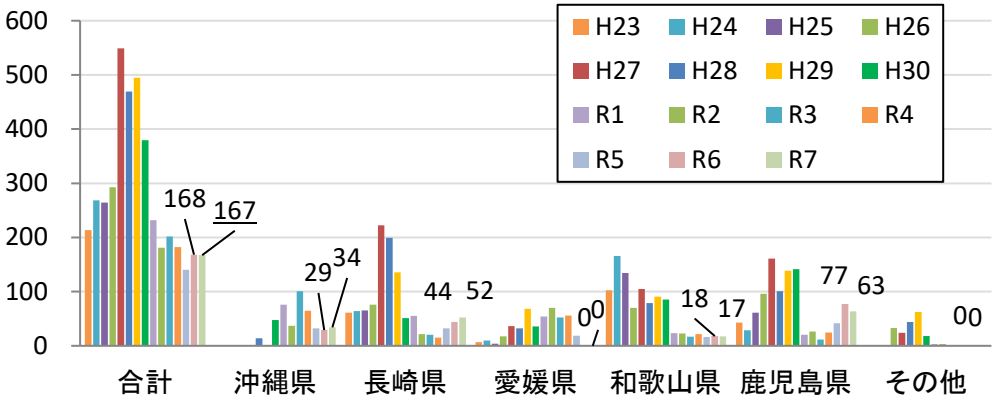
うち天然種苗　全国計：312千尾



注1：その他とは、京都府、和歌山県、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県。
注2：「令和7年」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄212千尾、まき網100千尾。

千尾

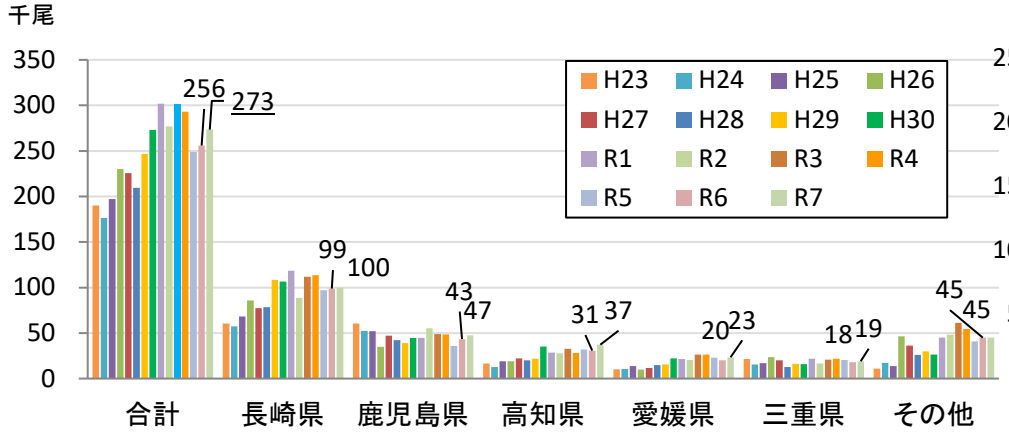
うち人工種苗　全国計：167千尾



注1：人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、天然種苗と比べて小型であるため死亡が多い。

【出荷尾数（全国計：273千尾）】

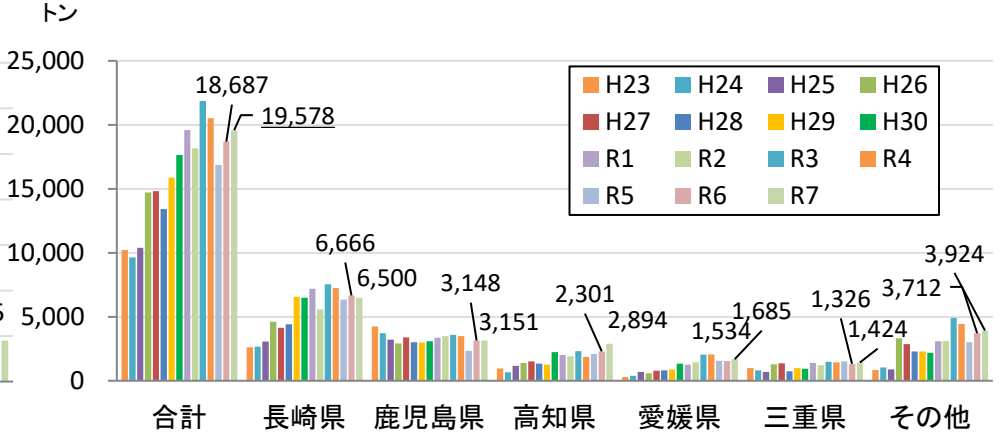
千尾



注：その他とは、京都府、和歌山県、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県。

【出荷重量（全国計：19,578トン）】

トン



注：その他とは、京都府、和歌山県、島根県、山口県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県。

公表先：水産庁HP くろまぐろの部屋　https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html

クロマグロ遊漁への取組①

○ 遊漁によるクロマグロの採捕については、令和3年6月1日から広域漁業調整委員会指示により以下の規制を導入した。
① 30キログラム未満の小型魚の採捕禁止
② 30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
○ 令和6年12月から、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を設置した。

○ 遊漁者によるクロマグロの採捕の規制に係る委員会指示の概要（令和8年10月）

1 クロマグロ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

2 クロマグロ（大型魚）の採捕の制限
（1）1人各期間当たり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。（※各期間：4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月）
（2）遊漁者が大型魚を採捕した場合は、陸揚げ後1日以内に重量等を水産庁に報告しなければならない。
（3）委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。
【期間指定の考え方】
・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年1月	2月	3月
数量	4.2トン	4.2トン	3.8トン	3.8トン	3.5トン	2.3トン	2.3トン	2.3トン	2.3トン	2.3トン	2.3トン	2.3トン

・全海区における令和8年4月1日からの採捕数量の累計が51.4トンを超えるおそれがある場合：令和9年3月31日まで採捕を禁止する。
（4）遊漁者は、（3）の公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 委員会指示に違反した者への対応
違反が確認された場合、直ちに農林水産大臣名で広域漁業調整員会の指示に従うべき旨の命令（裏付け命令）を発出し、再度違反が認められた場合は、漁業法第193条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を適用する。

4 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

クロマグロ遊漁への取組②

○ クロマグロ遊漁届出制導入について（令和8年4月～）

令和8年4月から、委員会指示により、遊漁によるくろまぐろ（大型魚）の採捕について、届出制を導入した。

届出対象	令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ①　遊漁者を漁場に案内しようとする ②　自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶（プレジャーボート等）運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 （遊漁船を利用する場合） ・遊漁船登録都道府県 ・遊漁船登録番号 ・船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・船名 （カヤック、SUP等を利用する場合） ○ 入出港する予定の場所 ・都道府県名 ・漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ルアー釣り ・餌釣り ・その他方法（具体的に記載）	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和８年１月１日（木）から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の１営業日前まで	令和８年１月1日（木）から令和８年３月20日（金）まで	
届出単位	・採捕しようとする海域ごと	・案内しようとする海域ごと ・案内しようとする船舶ごと	・案内し又は赴こうとする海域ごと ・案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
届出件数（８月１日時点）	16,649件	1,923件	4,085件

遊漁の資源管理の方向性

水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）に「遊漁の資源管理」について記載。

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないことから、今後、資源管理の高度化に際しては、いずれは遊漁についても漁業と一貫性のある管理を行う必要がある。

クロマグロ

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、試行的取組として、令和３年６月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを開始。その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なＴＡＣによる数量管理に段階的に移行していく。

クロマグロ以外

漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理が必要となる可能性があることから、現在、開発中のアプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁者による採捕量の情報収集を強化し、資源への影響評価を踏まえつつ、遊漁者に協力を求めることが不可欠な資源管理措置を示すなど、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備していく。